

平成22年2月24日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

富山県土木部建設工事監督要領の運用について

富山県土木部建設工事監督要領を下記のとおり運用するので通知する。

記

1 内 容

工事監督要領第3条第4項でいう、所長が経験豊かな職員を同行させる場合としては、「工事の主要な部分の確認行為等」のほか、次の各号に該当するときも必要に応じて同行させるものとする。

(1) 重要な事項に係る甲乙協議

(2) 工事の着手前や工事中において、約款第18条に基づき乙が確認を請求したときに行う調査等

ただし、当面の間、(2)については、担当班長以上の者が同席するものとする。

2 適用時期

平成22年4月1日から適用

3 その他の事項

- ・工事の着手前に行う協議も含め、工事監督要領第5条に基づく協議書、指示書等を積極的に活用する。
- ・乙は、上記の協議や確認を請求する場合には、協議書に「約款18条に基づき〇〇の確認を請求する。」等目的を明確に記し、複数人で対応する。

(事務担当：技術指導係)

企 用 第 154 号  
平成16年 3月15日  
(平成28年6月1日一部改正)  
(令和3年7月12日一部改正)  
(令和4年12月5日一部改正)

部内各所属長 殿

土 木 部 長  
農林水産部長  
出納事務局長

工事現場等における施工体制の点検要領の改正について

このことについて、別紙のとおり改正し、平成16年4月1日から施行することとしたので通知します。

(事務担当 企画用地課技術管理係)

## 工事現場等における施工体制の点検要領

### 1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査監察を確実に行うことが重要である。特に、監理技術者等の専任制の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、県が発注した建設工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保等を図るものである。

### 2 対象工事

建設業法第 24 条の 7 に該当する工事（下請契約の請負金額の合計金額が 4,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、7,000 万円以上のもの。）について行うこととする。

### 3 点検内容

#### (1) 点検の基本

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」（平成 12 年 11 月 27 日公布）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている項目について点検する。

#### (2) 点検項目等

点検は下記項目について行う。

また、個々の項目についての確認は、別紙 1 「施工体制の点検項目」の点検内容により確認する。

- ① 監理技術者資格者証又は監理技術者補佐(特例監理技術者を置く場合)の資格を証明する書類等の点検
- ② 監理技術者(特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐)の配置(専任)状況の点検
- ③ 現場の常駐状況の点検
- ④ 施工体制台帳の点検
- ⑤ 施工体系図の点検
- ⑥ 施工体制の把握の点検
- ⑦ 工事カルテの登録の点検
- ⑧ 建設業許可を示す標識の点検
- ⑨ 建退共適用事業主を示す標識の点検
- ⑩ 労災保険関係成立票の点検

### (3) 点検の実施方法

#### ① 監督業務における点検

監督員が監督業務において現場の施工体制について点検を行う。  
なお、点検結果は別紙2「施工プロセス」のチェックリストに記録する。

#### ② 検査における点検

検査員が検査において現場の施工体制について点検を行う。  
なお、点検結果は検査確認票（施工体制の確認項目及び契約違反・法令違反等）に記録する。

#### ③ 監察における点検

監察員が工事監察において現場の施工体制について点検を行う。  
なお、点検結果は別紙3「監察確認票（施工体制の点検項目）」に記録する。

## 4 点検結果に対する措置

### (1) 点検結果の指導等措置

点検により不適切な点があった場合には、指導等を含め適切な措置を講じる。

### (2) 部長への報告

点検の結果、適正化法第11条による通知すべき事項に関して、違反等の疑義がある場合は、部長に報告する。

### (3) 工事成績への反映

現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映する。

## 附 則

この要領は平成16年4月1日より適用する。

(平成28年6月1日 一部改正)

(令和3年7月12日 一部改正)

(令和4年12月5日 一部改正)

施工体制の点検項目

目的	背景	点検項目	点検内容	不備事項に対する措置	備考(通知文等)
I 監理技術者等の専任制の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために業務を適切に確保している監理技術者(特別監理技術者を置く場合)の専任を把握。	① 監理技術者資格者証又は監理技術者補佐(特別監理技術者を置く場合)の資格を証明する書類等の点検 ② 監理技術者(特別監理技術者を置く場合)は、監理技術者補佐の配置(専任)状況 ③ 現場の常駐状況の点検	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。特別監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐の資格を証明する書類を確認する。 監理技術者資格者証の会社名、職種区分、期限、裏書きによる変更などについて確認する。 監理技術者資格者証又は監理技術者補佐の資格を証明する書類の写し等により、本人であること確認する。 現場代理人等間による監理技術者等、施工体制台帳に記載された監理技術者等、監理技術者資格者証又は監理技術者補佐の資格を証明する書類に記載された技術者及びCORINS登録時の技術者が同一であること確認する。 建設工事総合管理システムにより県発注工事において監理技術者等の重複がないことを確認する。 現場での監理技術者等の常駐を確認する。	疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。 JACICの工事実績情報公開システム等により確認する。	平成8年2月14日付け管第44号「監理技術者資格者制度について」 同上通達付属資料「建設工事における技術者制度」 平成12年3月31日付け管第108号「技術者の適正な配置の徹底」 平成28年4月25日付け事務連絡「建設業法施行令の一部を改正する政令について(通知)」 令和3年7月1日付け管第64号 建技第122号「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いに関する運用について」
II 適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握。	④ 施工体制台帳の点検 ⑤ 施工体系図の点検	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが出されていることを確認する。 施工体制台帳に下請負契約書(写)等が添付されていることを確認する。 下請負金額が記入されていることを確認する。 施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを確認する。 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを確認する。(例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認) 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを確認する。 元請負人がその下請工事の施工に関する事項について認められることなどを確認する。	施工体制台帳等の不備を発見した場合又は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。 施工体系図等に記載されている技術者に疑義がある場合は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。 元請負人等から事情を聴取する。	平成13年9月28日付け管第363号「建設業法施行規則の…土木部建設工事施工に関する書類の様式集(施工体制台帳等)の一部改正について」 平成13年3月30日付け国総建第83号「施工体制台帳の作成等についての改正について」 平成26年12月26日付け管第80292号「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について(通知)」 平成13年4月25日付け管第238号「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について」
III その他	その他、元請の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	⑦ 工事カルテの登録の点検 ⑧ 建設業許可を示す標識の点検 ⑨ 建退共通事業主を示す標識の点検 ⑩ 労災保険関係係成立票の点検	受注・変更時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを確認する。 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることなどを確認する。 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを示す標識が掲示されていることを確認する。 労災保険関係係成立票が現場の見やすい場所に掲示されている又は備え付けられていることを確認する。	不適切な場合は是正を求める。	平成14年9月13日付け企用第570号、平成14年12月4日付け管第571号「工事実績情報サービス(CORINS)の対象工事拡大について」 平成8年2月14日付け管第44号「監理技術者資格者制度について」 同上通達付属資料「建設工事における技術者制度」 平成11年7月16日付け管第192号「建設業退職金共済制度の普及徹底について」

第 1 回				課長	班長	合 議	主務	第 2 回				課長	班長	合 議	主務
年	月	日						年	月	日					
第 3 回				課長	班長	合 議	主務	第 4 回				課長	班長	合 議	主務
年	月	日						年	月	日					
第 5 回				課長	班長	合 議	主務	第 6 回				課長	班長	合 議	主務
年	月	日						年	月	日					

「 施 工 プ ロ セ ス 」 の チ ェ ッ ク リ ス ト

工 事 名		工 期				施 工 業 者				所 属		監 督 員 名			
		当初	年	月	日	から	年	月	日					当初	
		変更	年	月	日	まで							変更		

「施工プロセス」チェックリストには、共通仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に実施されているかを監督員が確認する。

用語の定義	契約後：当初契約後	変更後：工期内に行う契約変更後	完成時：工事完成時	着手前：工事着手前
	検査時：完成検査	当初：当初施工計画書	変更時：技術者変更時、施工計画書変更時	

考 査 項 目	種 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表	チ ェ ッ ク 欄								備 考 (指示事項及びその是正状況等)									
				着 手 前	施 工 中				完 成 時												
1 施 工 体 制 一 般	○ 契約工程表	01・契約締結の7日以内に契約工程表が提出された。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
			<input type="checkbox"/>											／	／	／	／	／	／	／	
			契約後																		
	○ 請負代金内訳書	01・契約締結の7日以内に法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書が提出された。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／							
			<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／
			契約後																		
	○ 工事カルテ	02・工事カルテの申請登録は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。(請負額500万円以上対象工事)	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／							
			<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／
			契約後																		
	○ 建設業退職金共済制度等	06・掛金収納書(発注者用)が契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式の場合は40日以内)に提出された。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／							
			<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／
			契約後																		
	○ 建設業退職金共済制度等	07・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／							
			<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／
			施工時																		
	○ 建設業退職金共済制度等	08・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／							
			<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／
施工時			施工時																		
○ 建設業退職金共済制度等	09・建設業退職金共済証紙の配布が受け払い簿(電子申請方式の場合は掛金充当書)等により適切に管理されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
		<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／	
		施工時																			施工時
○ 施工体制台帳	10・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
		<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／	
		当初																			変更後
○ 施工体制台帳	11・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
		<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／	
		当初																			変更後
○ 施工体制台帳	12・施工体制台帳に、下請との権限及び意見について申出方法等が記載されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
		<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／	
		当初																			変更時
○ 施工体系図	13・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
		<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／	
		当初																			変更時
○ 施工体系図	14・施工体系図に記載のない業者が作業していない。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
		<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／	
		施工時																			施工時
○ 施工体系図	15・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
		<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／	
		当初																			変更時
○ 建設業許可	17・建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
		<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／	
		当初																			変更時
○ 建設業許可	17・建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／								
		<input type="checkbox"/>												／	／	／	／	／	／	／	
		施工時																			施工時

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(令和5年8月15日適用)

検査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チエック欄					備考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施工中					完成時	
1 施工体制	II 配置技術者 / 現場代理人・監理・主任技術者	○現場代理人	18・現場代理人は現場に常駐し、工事全体の把握ができています。	／	／	／	／	／	／		
				□	□	□	□	□	□		
						施工時	施工時	施工時	施工時		
		19・現場代理人は監督員との連絡調整を画面で行っている。	／	／	／	／	／	／	／	／	
			□	□	□	□	□	□	□		
						施工時	施工時	施工時	施工時		
		○専門技術者	20・専門技術者を配置している。	／	／	／	／	／	／	／	
				□	□	□	□	□	□	□	
						当初	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○作業主任者	21・作業主任者を選任し、配置している。	／	／	／	／	／	／	／	
				□	□	□	□	□	□	□	
						当初	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○潜水作業従事者	22・潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾工事)	／	／	／	／	／	／	／	
				□	□	□	□	□	□	□	
				当初	施工時	施工時	施工時	施工時			
○海上起重作業船団長	23・海上起重作業船団長を適正に配置している。(港湾工事)	／	／	／	／	／	／	／			
		□	□	□	□	□	□	□			
				当初	施工時	施工時	施工時	施工時			
○監理技術者(特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐)又は主任技術者の専任制	24・JCIS又はCORINSで資格者証情報を確認した。※JCIS又はCORINSにて確認できない場合は資格者証等の写しにて内容を確認した。	／	／	／	／	／	／	／			
		□	□	□	□	□	□	□			
		着手前									
		□	□	□	□	□	□	□			
25・届に記載された監理技術者(主任技術者)等と施工体制台帳に記載された監理技術者(主任技術者)等が同一であった。(※1)	／	／	／	／	／	／	／				
	□	□	□	□	□	□	□				
				着手前							
26・現場に常駐していた。(専任を要する場合)	／	／	／	／	／	／	／				
	□	□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時				
27・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。	／	／	／	／	／	／	／				
	□	□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時				
28・施工に先立ち、創意工夫、又は提案をもって工事を進めている。	／	／	／	／	／	／	／				
	□	□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時				
○下請者の把握	30・下請負者が県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。	／	／	／	／	／	／				
		□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時				
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査等	31・約款第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。	／	／	／	／	／	／		
				□	□	□	□	□	□		
						着手前	施工時	施工時	施工時	施工時	
		32・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を画面により提出した。	／	／	／	／	／	／	／		
			□	□	□	□	□	□	□		
						着手前	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○施工計画書	33・契約後30日以内、かつ、施工(変更を含む)に先立ち、提出した。	／	／	／	／	／	／		
				□	□	□	□	□	□		
						着手前				変更時	変更時
		34・記載内容(作業手順等)と現場施工方法が一致している。	／	／	／	／	／	／	／		
			□	□	□	□	□	□	□		
						施工時	施工時	施工時	施工時		
		35・記載内容(作業手順等)と現場施工体制が一致している。	／	／	／	／	／	／	／		
			□	□	□	□	□	□	□		
				施工時	施工時	施工時	施工時				
36・記載内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映している。	／	／	／	／	／	／	／				
	□	□	□	□	□	□	□				
				着手前				変更時	変更時		
○施工管理・工事材料管理	37・工事材料等の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。	／	／	／	／	／	／				
		□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時				
・出来形、品質管理	38・品質確保のための対策が見られる。	／	／	／	／	／	／				
		□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時				
39・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。	／	／	／	／	／	／	／				
	□	□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時				
・イメージアップ	40・現場でのイメージアップを積極的に取り組んでいる。	／	／	／	／	／	／				
		□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時				

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(令和5年8月15日適用)

検査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チエック欄				備考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施工中		完成時			
2 施工状況	I 施工管理	○中間検査及び段階確認の調整	41. 中間検査及び段階確認の手続きが事前になされている。	／	／	／	／	／	／	
			施工時	施工時	施工時	施工時				
		42. 中間検査、段階確認の時期が適切である。	／	／	／	／	／	／		
			施工時	施工時	施工時	施工時				
		○工事の着手	43. 契約締結後の30日以内に、施工した。	／	／	／	／	／	／	
				施工時	施工時	施工時	施工時			
	○建設副産物及び建設廃棄物	45. 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し提示した。	／	／	／	／	／	／		
			施工時	施工時	施工時	施工時				
		46. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	／	／	／	／	／	／		
			着手前	施工時	施工時	施工時			施工時	
	46. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が公衆の見やすい場所に掲示されている。	／	／	／	／	／	／			
		施工時	施工時	施工時	施工時					
○指定建設機械の確認	47. 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排ガス対策機械を使用している。	／	／	／	／	／	／			
		施工時	施工時	施工時	施工時					
II 工程管理	○工程管理	48. 工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	／	／	／	／	／	／		
		施工時	施工時	施工時	施工時					
		49. 現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。	／	／	／	／			／	／
施工時	施工時	施工時	施工時							
50. 休日の確保を行っている。	／	／	／	／	／	／				
施工時	施工時	施工時	施工時							
III 安全活動	○安全活動	51. 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動した記録が整備されている。(同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される)	／	／	／	／	／	／		
		施工時	施工時	施工時	施工時					
		52. 店社パトロールを1回/月実施し、記録が整備されている。	／	／	／	／			／	／
		施工時	施工時	施工時	施工時					
		53. 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。	／	／	／	／			／	／
		施工時	施工時	施工時	施工時					
		54. 安全パトロール、巡視、安全ミーティング(KYK)等を実施し、記録が整備されている。	／	／	／	／			／	／
		施工時	施工時	施工時	施工時					
		55. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。	／	／	／	／			／	／
		施工時	施工時	施工時	施工時					
		56. 過積載防止に積極的に取り組んでいる。	／	／	／	／			／	／
		施工時	施工時	施工時	施工時					
		57. 使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。	／	／	／	／			／	／
施工時	施工時	施工時	施工時							
58. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置等がなされている。	／	／	／	／	／	／				
施工時	施工時	施工時	施工時							
59. 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	／	／	／	／	／	／				
施工時	施工時	施工時	施工時							
60. 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	／	／	／	／	／	／				
施工時	施工時	施工時	施工時							
61. 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。	／	／	／	／	／	／				
施工時	施工時	施工時	施工時							
○安全パトロールの指摘事項の処理	62. 各種安全パトロールでの指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。	／	／	／	／	／	／			
施工時	施工時	施工時	施工時							



検査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チエック欄				備考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施工中				完成時	
2 施工状況	IV 対外関係	○関係機関等	63・工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行い、トラブルの発生がない。	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□			
			施工時	施工時	施工時	施工時				
			64・工事施工にあたり、地権者等との折衝及び調整を行った。また、地区住民等からの苦情等に対する的確に対応した。	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□			
			施工時	施工時	施工時	施工時				
65・関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。	/	/	/	/	/					
	□	□	□	□						
施工時	施工時	施工時	施工時							

## 監察確認票(施工体制の点検項目)

点検項目	点検内容	確認欄(シ)	備考(指摘事項等)
①監理技術者資格者証又は監理技術者補佐(特例監理技術者を置く場合)の資格を証明する書類等の点検	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐の資格を証明する書類を確認する。		
	監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて確認する。		
	監理技術者資格者証又は監理技術者補佐の資格を証明する書類の写真等により、本人であることを確認する。		
	現場代理人等届による監理技術者等、施工体制台帳に記載された監理技術者、監理技術者資格者証又は監理技術者補佐の資格を証明する書類に記載された技術者及びCORINS登録時の技術者が同一であることを確認する。		
②監理技術者(特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐)の配置(専任)状況の点検	建設工事総合管理システムにより県発注工事において監理技術者等の重複がないことを確認する。		
③現場の常駐状況の点検	現場での監理技術者等の常駐を確認する。		
④施工体制台帳の点検	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを確認する。		
	施工体制台帳に下請負契約書(写)等が添付されていることを確認する。		
	下請負金額が記入されていることを確認する。		
⑤施工体系図の点検	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを確認する。		
	施工体系図に記載のない業者が作業していないことを確認する。(例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認)		
	施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを確認する。		
⑥施工体制の把握の点検	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを確認する。		
⑦工事カルテの登録の点検	受注・変更時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを確認する。		
⑧建設業許可を示す標識の点検	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることなどを確認する。		
⑨建退共適用事業主を示す標識の点検	建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを示す標識が掲示されていることを確認する。		
⑩労災保険関係成立票の点検	労災保険関係成立票が現場の見やすい場所に掲示されている又は備え付けられていることを確認する。		

管 第 8 号

建 技 第 1 3 号

平成 31 年 4 月 12 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

このことについて、平成 31 年 3 月 29 日付け国土建第 503 号で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。

(事務担当)

管 理 課 入 札 ・ 契 約 係

建 設 技 術 企 画 課 技 術 指 導 係

国土建第503号  
平成31年3月29日

各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

### 施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

このため、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に、「特定技能1号」の在留資格に基づく外国人の従事状況を追加することとしました。

この改正は、平成31年4月1日より施行されます。

つきましては、今般、「施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について」（平成15年11月7日付国総入企第25号）において通知した「施工体制台帳等活用マニュアル」を別添のとおり改正し、平成31年4月1日より適用することとしましたので、貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。また、貴都道府県の発注担当部局及び貴管内の市区町村に対しても、参考として周知方お願いいたします。

なお、今回の改正部分は以下の通りです（下線部分が変更部分）。

#### ○施工体制台帳等のチェックリスト（別添1）

##### 1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

##### （1）施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか

- ・ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況
- ・ 下請負人における 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

##### （2）施工体制台帳の添付書類は揃っているか

##### ②全ての再下請通知書

- ・ 再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。

##### ④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について

- ・ 再下請負人における 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

# 施工体制台帳等活用マニュアル

## 1. はじめに

### (1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性

適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行おうとしない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。

しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」(平成25年9月10日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。)によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出させている割合が約9割に留まっているという状況にあること、また、特定建設業者を対象に行った調査結果によると、公共工事において施工体制台帳に必要書類を全て添付している割合が約6割に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。

### (2) 現場施工体制の適正化のための現行制度

施工体制の確認のため、従来から建設業法(昭和24年法律第100号)においては、下請契約の請負代金の合計が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)において

は、公共工事については、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した建設業者が下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成すること、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しても、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられている。

公共工事において適切な施工体制を確保するため、各発注者及び許可行政庁においては、上記制度にしたがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。

**【施工体制台帳や施工体系図の作成等を行う際の指針については「施工体制台帳の作成等について」(平成26年12月25日付国土建第198～202号)参照】**

## 2. 現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項

### (1) 現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日一部変更)においては、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとされている。

しかしながら、入札契約適正化措置状況調査によれば、市区町村において要領を策定していない割合が7割以上に及ぶ状況にあること等から、例えば、別添1のチェックポイントを参考にして、各発注者が有する契約規定等によって義務付けられる項目等を新たに加えるなど、必要に応じその充実を図った上で施工体制台帳等のチェックリストを作成し、現場での確認作業の効率化を図ることが適当である。また、実際の確認作業に当たっては、別添2の活用事例も参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。

なお、平成13年3月30日の建設業法施行規則の改正により、同年10月1日以降に契約された公共工事については、施工体制台帳の添付書類である下請契約書について2次以下の下請金額についても記載することが義務付けられ、また、平成24年5月1日の建設業法施行規則の改正により、同年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請

負契約に係る建設工事について、施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加されることとなり、これらの情報の活用により適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除、不良・不適格業者の排除の徹底を図ることが望ましい。

## (2) 特に重点的に確認すべきポイント

現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に、次の2点について、重点的に確認を行う必要がある。特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合には、徹底した確認を行うこととする。

また、必要に応じて監督業務の一部を外部機関に委託するなどの措置を行うことにより、発注者の監督体制を強化することが望ましい。

### ① 技術者の現場専任制の徹底

専任を要する主任技術者及び監理技術者に対して、工事現場への抜き打ちの点検を行うなどして現場専任制の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定監理技術者と同一人であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないことのほか、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。なお、恒常的な雇用関係の考え方については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付国総建第315号）において、公共工事において発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていることにも留意すること。

### ② 一括下請負に関する点検の強化

現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。

また、下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が請負った工事の内容や難易度が当該業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、①により技術者の現場専任制を確認するとともに、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。

【一括下請負に該当するか否かの判断基準等については、「一括下請

負の禁止について」(平成13年3月30日付国総建第82号)参照】

### 3. 施工体制等の確認に当たっての留意事項

#### (1) 現場確認の体制

現場施工体制等の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その確認結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため、確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。

#### (2) 許可行政庁間の相互連携

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等に違反しているおそれのある建設業者が、自らの許可にかからないものである場合には、当該建設業者に対し自らは是正を求める一方で、当該建設業者の許可行政庁に連絡し、連絡を受けた許可行政庁においても、当該建設業者に対し必要な報告聴取等を実施した上で、厳正に対処するなど、許可行政庁が相互に連携して、不良・不適格業者の排除に努めていくことが望ましい。

#### (3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

入札契約適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足りる事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならないとされている。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事案等に対して工事現場への立入検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。

国土交通省においては、平成19年度から地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。

#### (4) 建設業法違反等への対処

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づく監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。さらに、各発注者の成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。



#### (5) 第三者による施工体制の確認

入札契約適正化法において施工体系図を公衆が見やすい場所にも掲示することとした趣旨は、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保するために、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにするためのものであるため、この趣旨を踏まえて、適切な掲示の確認を徹底することとする。なお、施工体制台帳についても、掲示を行うものではないものの、第三者に対しこれを開示することは上記の趣旨に合致するものであるので、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれのある下請金額等を除き、開示の請求等に応じ、これを開示することが望ましい。

建 技 第 94 号  
令和 5 年 5 月 31 日

土木部各所属長 殿

建設技術企画課長

電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインの制定について

このことについて、国土交通省から別添のとおり通知がありましたので、送付します。

事務担当：建設業係

国不建第42号  
令和5年5月12日

各地方整備局等建設業担当部長 殿  
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

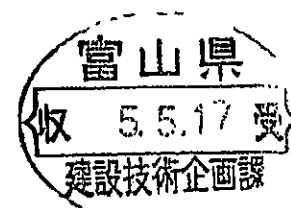
電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）が可能とされております。

今般、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するため、別紙のとおり、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」を作成しましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

なお、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（平成17年国総入企第31～34号）は、廃止いたします。



## 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

令和5年5月12日

国土交通省

### 1. はじめに

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）も可能とされている。

本ガイドラインは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面（以下「請負契約書」という。）の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するものである。

### 2. 施工体制台帳への電子契約書の添付について

施工体制台帳の添付書類は、規則第14条の2第4項の規定により、その記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、書面での添付に代えることができることとされている。

このため、施工体制台帳が書面で作成されている場合であっても、電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）が、PCやタブレット端末等のストレージや、CD-ROM、USB等の記録媒体に保存され、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。

また、電子契約書が、本社・営業所に備えられたサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合であっても、必要に応じ工事現場において当該サーバ等に保管されている電子契約書にアクセスし、PCやタブレット端末の画面上に表示できる場合には同様の取扱いとして差し支えない。

※ ASP：Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

### 3. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳に添付する電子契約書の写しの取扱いについて

建設業者は、発注者から直接公共工事を請け負った場合において、当該公共工事を施工するために下請契約を締結したときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定により、当該公共工事の発注者に対して、施工体

制台帳（添付書類を含む。以下同じ。）の写しを提出しなければならないこととされている。

発注者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子情報処理組織を使用する方法により提出することを認めている場合にあつては、当該方法により提出することが可能である。

一方で、発注者が、施工体制台帳を書面で提出することを求めている場合には、その添付書類である電子契約書は、以下の2つの条件を満たすことが求められる。

- ① 電子契約書の内容が紙面に印刷され、施工体制台帳の写しに添付されていること。
- ② 電子契約書の内容と①において紙面に印刷された内容に相違ない旨が、直接公共工事を請け負った建設業者の現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。

部内所属長 殿

管理課長

共同企業体が受注した工事を監督する際の留意事項についての  
取扱いの変更について（通知）

このことについて、平成18年2月1日付け管理課長通知「共同企業体が受注した工事を監督する際の留意事項について」により取り扱ってきたところですが、建設業法施行令の一部改正に伴い下記のとおり取扱いが変更となる箇所がありますので、ご注意ください。

記

1 変更内容

変更箇所	変更内容
通知2(2) ただし書き	・経常建設共同企業体が工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金の額について引き上げる。(※) ・ <u>建築一式工事以外の建設工事</u> ：2,500万円 → 3,500万円 ・ <u>建築一式工事</u> ：5,000万円 → 7,000万円
通知2(3)	・共同企業体が監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額について引き上げる。(※) <u>3,000万円 → 4,000万円</u>

※建設業法施行令の一部改正に伴い、管理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限及び工事現場ごとに専任配置が求められる請負代金額の下限が引き上げられたことによるもの

2 適用期日

平成28年6月1日以降に平成18年2月1日付け管理課長通知「共同企業体が受注した工事を監督する際の留意事項について」により確認を行う工事から適用する。

(事務担当) 管理課入札・契約係

部 内 所 属 長 殿

土 木 部 長

共同企業体が受注した工事を監督する際の留意事項について

建設工事に係る共同企業体の取扱いについては、富山県建設工事共同企業体取扱要領（以下、「取扱要領」という。）によって運用されているところですが、共同企業体が受注した工事の適切な施工体制を確保するため、下記の事項に留意のうえ監督業務に遺漏のないようお願いします。

記

1 共同企業体の施工体制について

共同企業体から施工計画書が提出されたときは、施工計画書における現場組織表が共同企業体の各構成員の職員で構成されていることを確認すること。

また、実際の工事の施工においても、現場組織表の記載のとおり、共同企業体の各構成員の職員によって共同で施工していることを確認すること。

取扱要領

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 技術者の適正な配置について

共同企業体の各構成員が、次に掲げる技術者を工事現場に適正に配置しているかを確認すること。

(1) 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置していること。

(2) 経常建設共同企業体

経常建設共同企業体の各構成員は、監理技術者又は主任技術者を工事現場毎に専任で配置していること。

ただし、請負代金の額が 2,500 万円<sup>※①</sup>未満（建築一式工事については 5,000 万円<sup>※②</sup>未満）である場合は、技術者を専任で配置しなくてもよい。（建設業法第 26 条第 3 項、建設業法施行令第 27 条）

(3) 上記 (1) 及び (2) において、下請契約の請負代金の額が 3,000 万円<sup>※③</sup>以上である場合は、特定建設業者の構成員 1 社以上が監理技術者を専任で配置し、その他の構成員は原則として国家資格を有する主任技術者を専任で配置していること。

(※①2,500 万円→3,500 万円、※②5,000 万円→7,000 万円、※③3,000 万円→4,000 万円)

(事務担当) 管理課業務係

# 建設業法令遵守ガイドライン（第9版）

－ 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 －

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

令和5年6月



# 目 次

はじめに	1
1. 見積条件の提示等	2
(建設業法第20条第4項、第20条の2)	
2. 書面による契約締結	
2-1 当初契約	5
(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項)	
2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約	10
(建設業法第19条第2項、第19条の3)	
3. 工期	
3-1 著しく短い工期の禁止	12
(建設業法第19条の5)	
3-2 工期変更に伴う変更契約	14
(建設業法第19条第2項、第19条の3)	
3-3 工期変更に伴う増加費用	16
(建設業法第19条第2項、第19条の3)	
4. 不当に低い請負代金	18
(建設業法第19条の3)	
5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における 適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保	21
(建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5)	
6. 指値発注	24
(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項)	
7. 不当な使用資材等の購入強制	26
(建設業法第19条の4)	
8. やり直し工事	28
(建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)	
9. 赤伝処理	30
(建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項)	
10. 下請代金の支払	
10-1 支払保留・支払遅延	33
(建設業法第24条の3、第24条の6)	
10-2 下請代金の支払手段	35
(建設業法第24条の3第2項)	

11. 長期手形	37
(建設業法第24条の6第3項)	
12. 不利益取扱いの禁止	38
(建設業法第24条の5)	
13. 帳簿の備付け・保存及び 営業に関する図書の保存	39
(建設業法第40条の3)	
14. 関係法令	
14-1 独占禁止法との関係について	42
14-2 社会保険・労働保険等について	43
14-3 労働災害防止対策について	45
14-4 建設工事で発生する建設副産物について	46
14-5 下請中小企業振興法・振興基準との関係について	48
関連条文	49
「建設業法」(抄)	51
「建設工事標準下請契約約款」	61
「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(抄)	81
「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」	81
「よくある質問コーナー(独占禁止法)」	86
「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」	87
「下請中小企業振興法」(抄)	92
「振興基準」(抄)	93
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(抄)	100
「労働基準法」(抄)	102
「労働安全衛生法」(抄)	105
「元方事業者による建設現場安全管理指針」(抄)	112
「工期に関する基準」	114

# 建設業法令遵守ガイドライン

## はじめに

少子高齢化により労働力人口が減少する中、建設業は現在、若年入職者の減少や就業者の高齢化が進行するなどの構造的な問題に直面しています。将来にわたってインフラ整備を支える担い手を確保するためには、処遇改善等を通じて、建設業への若年層の入職が促進されることが必要であり、そのためには、職人の処遇改善、社会保険の加入確認などの現場の生産性向上を図る建設キャリアアップシステムを普及させていくことが必要です。

そのような状況下、経済の好循環を実現するため、政府が一体となって、元請下請間の取引の適正化に取り組んでいるところです。

国土交通省においては、平成19年6月に本ガイドラインを策定し、元請下請間の取引適正化を推進してきたところですが、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところです。また、こうした状況は、技能労働者への適切な賃金水準が確保できなくなるなど、建設産業が持続的な発展を遂げる上での阻害要因になりかねません。

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約が発注者と元請負人が交わす請負契約と同様に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく請負契約であり、契約を締結する際は、建設業法に従って契約をしなければならないことや、また、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的としています。

なお、本ガイドラインは、建設業法や建設工事の下請契約・支払に関する制度の改正等が行われた場合に、随時更新し、内容の充実に努めています。

## 1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第4項、第20条の2）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合
- ②元請負人が、「出来るだけ早く」等曖昧な見積期間を設定したり、見積期間を設定せずに、下請負人に見積りを行わせた場合
- ③元請負人が下請負人から工事内容等の見積条件に関する質問を受けた際、元請負人が、未回答あるいは曖昧な回答をした場合

### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ④元請負人が予定価格が700万円の下請契約を締結する際、見積期間を3日として下請負人に見積りを行わせた場合
- ⑤元請負人が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合

上記①から③のケースは、いずれも建設業法第20条第4項に違反するおそれがあり、④のケースは同項に違反し、⑤のケースは同項及び第20条の2に違反する。

建設業法第20条第4項では、元請負人は、下請契約を締結する以前に、下記(1)に示す具体的内容を下請負人に提示し、その後、下請負人が当該下請工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けることが義務付けられている。これは、下請契約が適正に締結されるためには、元請負人が下請負人に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積落し等の問題が生じないように検討する期間を確保し請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行わせることが必要であることを踏まえたものである。

### (1) 見積条件の提示に当たっては下請契約の具体的内容を提示することが必要

建設業法第20条第4項により、元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しなければならない事項は、同法第19条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等（5ページ「2-1 当初契約」参照））のうち、請負代金の額を除くすべての事項となる。

見積りを適正に行うという建設業法第20条第4項の趣旨に照らすと、例えば、上記のうち「工事内容」に関し、元請負人が最低限明示すべき事項としては、

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 設計図書（数量等を含む）
- ④ 下請工事の責任施工範囲
- ⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
- ⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
- ⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
- ⑧ 材料費、労働災害防止対策、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

が挙げられ、元請負人は、具体的内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければならない。

施工条件が確定していないなどの正当な理由がないにもかかわらず、元請負人が、下請負人に対して、契約までの間に上記事項等に関し具体的な内容を提示しない場合には、建設業法第20条第4項に違反する。

また、建設業法第20条の2により、元請負人は、当該下請工事に関し、

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

が発生するおそれがあることを知っているときは、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、必要な情報を提供しなければならない。元請負人が把握しているにも関わらず必要な情報を提供しなかった場合、建設業法第20条第4項及び第20条の2に違反する。

## **(2) 下請契約の内容は書面で提示すること、更に作業内容を明確にすること**

元請負人が見積りを依頼する際は、下請負人に対し工事の具体的な内容について、口頭ではなく、書面によりその内容を示すべきであり、更に、元請負人は、「施工条件・範囲リスト」（建設生産システム合理化推進協議会作成）に提示されているように、材料、機器、図面・書類、運搬、足場、養生、片付、安全などの作業内容を明確にしておくべきである。

## **(3) 追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）に伴う変更契約等を行う際にも適正な見積り手続きが必要**

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、下請負人に対し、

追加工事等の着工前に書面による見積依頼を行うこと。また、当初契約の見積りと同様、上記（１）～（２）に留意し、見積条件の提示を行う必要がある。

#### **（４） 予定価格の額に応じて一定の見積期間を設けることが必要**

建設業法第２０条第４項により、元請負人は以下のとおり下請負人が見積りを行うために必要な一定の期間（建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第６条）を設けなければならない。

ア 工事１件の予定価格が５００万円に満たない工事については、１日以上

イ 工事１件の予定価格が５００万円以上５,０００万円に満たない工事については、  
１０日以上

ウ 工事１件の予定価格が５,０００万円以上の工事については、１５日以上

上記期間は、下請負人に対する契約内容の提示から当該契約の締結までの間に設けなければならない期間である。そのため、下請負人が所定の見積期間満了を待たずに見積書を交付した場合を除き、例えば、６月１日に契約内容の提示をした場合には、アに該当する場合は６月３日、イに該当する場合は６月１２日、ウに該当する場合は６月１７日以降に契約の締結をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、イ及びウの期間は、５日以内に限り短縮することができる。

なお、上記の見積期間は、下請負人が見積りを行うための最短期間であり、元請負人は下請負人に対し十分な見積期間を設けることが望ましい。

また、追加工事等に伴う見積依頼においても、上記見積期間を設けなければならないことに、留意すること。

## 2. 書面による契約締結

### 2-1 当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項）

#### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ①下請工事に関し、書面による契約を行わなかった場合
- ②下請工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合
- ③元請負人からの指示に従い下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した場合
- ④下請工事に関し、基本契約書を取り交わさない、あるいは契約約款を添付せずに、注文書と請書のみ（又はいずれか一方のみ）で契約を締結した場合

上記①から④のケースは、いずれも建設業法第19条第1項に違反する。

#### (1) 契約は下請工事の着工前に書面により行うことが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、対等な立場で契約すべきであり、建設業法第19条第1項により定められた下記（2）の①から⑮までの15の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。

契約書面の交付については、災害時等をやむを得ない場合を除き、原則として下請工事の着工前に行わなければならない。

建設業法第19条第1項において、建設工事の請負契約の当事者に、契約の締結に際して契約内容を書面に記載し相互に交付すべきことを求めているのは、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止するためである。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」の改善に資することともなり、極めて重要な意義がある。

#### (2) 契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載することが必要

契約書面に記載しなければならない事項は、以下の①～⑮の事項である。特に、「① 工事内容」については、下請負人の責任施工範囲、施工条件等が具体的に記載されている必要があるため、〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けるべきである。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

下請契約の締結に際しては、下請負人が交付した見積書において、建設業法第20条第1項の規定により、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである場合には、その見積内容を考慮すること。

### **(3) 注文書・請書による契約は一定の要件を満たすことが必要**

注文書・請書による請負契約を締結する場合は、次に掲げる場合に応じた要件を満たさなければならない。

**ア 当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引については注文書及**



## び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、建設業法第19条第1項第5号から第15号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）に記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項に記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

## イ 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 契約約款には、建設業法第19条第1項第5号から第15号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）に記載すること。
- ③ 注文書又は請書と契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項に記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

## （4）電子契約によることも可能

書面契約に代えて、C I - N E T等による電子契約も認められる。その場合でも上記（2）の①～⑮の事項を記載しなければならない。

## **(5) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本**

建設業法第18条では、「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と規定している。建設工事の下請契約の締結に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本である。

## **(6) 片務的な内容による契約は、建設業法上不相当**

元請負人と下請負人の双方の義務であるべきところを下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きく、下請負人に過大な負担を課す内容など、建設工事標準下請契約約款に比べて片務的な内容による契約については、結果として建設業法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金（18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）につながる可能性が高い契約となるので、適当ではない。

また、発注者と元請負人の関係において、例えば、発注者が契約変更に応じないことを理由として、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人に追加工事等の費用を負担させることは、元請負人としての責任を果たしているとはいえず、元請負人は発注者に対して発注者が契約変更等、適切な対応をとるよう働きかけを行うことが望ましい。

## **(7) 一定規模以上の解体工事等の場合は、契約書面にさらに以下の事項の記載が必要**

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第13条では、一定規模\*以上の解体工事等に係る下請契約を行う場合に、以下の①から④までの4事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっており、そのような工事に係る契約書面は上記（2）の①から⑮までの15事項に加え、以下の4事項の記載が必要となる。

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

\* 「一定規模」とは、次のそれぞれの規模をいう

ア 建築物に係る解体工事…当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が 80 平方メートル

イ 建築物に係る新築又は増築の工事…当該建築物（増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が 500 平方メートル

ウ 建築物に係る新築工事等（上記イを除く）…その請負代金の額が 1 億円

エ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等…その請負代金の額が 500 万円

注 解体工事又は新築工事等を二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

## 2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）

### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ①下請工事に関し追加工事等が発生したが、元請負人が書面による変更契約を行わなかった場合
- ②下請工事に係る追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合
- ③下請負人に対して追加工事等の施工を指示した元請負人が、発注者との契約変更手続きが未了であることを理由として、下請契約の変更に応じなかった場合
- ④下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の工期が当初契約の工期より短くなり、残された工期内に工事を完了させるため労働者の増員等が必要となった場合に、下請負人との協議にも応じず、元請負人の一方的な都合により変更の契約締結を行わなかった場合
- ⑤納期が数ヶ月先の契約を締結し、既に契約金額が確定しているにもかかわらず、実際の納入時期における資材価格の下落を踏まえ、下請負人と変更契約を締結することなく、元請負人の一方的な都合により、取り決めた代金を減額した場合

上記①から⑤のケースは、いずれも建設業法第19条第2項に違反する。また、①から④のケースは必要な増額を行わなかった場合、⑤のケースは契約どおりの履行を行わなかった場合には、同法第19条の3に違反するおそれがある。

### (1) 追加工事等の着工前に書面による契約変更が必要

請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、追加工事等の発生により請負契約の内容で当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に契約変更を行うことが必要である。

元請負人及び下請負人が追加工事等に関する協議を円滑に行えるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第6号に掲げる事項（当事者の

一方から設計変更等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め) について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

## (2) 追加工事等の内容が直ちに確定できない場合の対応

工事状況により追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、元請負人は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うものとする。

- ① 下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
- ② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期
- ③ 追加工事等に係る契約単価の額

## (3) 元請負人が合理的な理由なく下請工事の契約変更を行わない場合は建設業法に違反

追加工事等が発生しているにもかかわらず、例えば、元請負人が発注者との間で追加・変更契約を締結していないことを理由として、下請負人からの追加・変更契約の申出に応じない行為等、元請負人が合理的な理由もなく一方的に変更契約を行わない行為については、建設業法第19条第2項に違反する。

## (4) 追加工事等の費用を下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ

追加工事等を下請負人の負担により施工させたことにより、下請代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」(18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照) に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

### 3. 工期

#### 3-1 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）

##### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ②下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

上記①から③のケースは、建設業法第19条の5に違反するおそれがある。

#### (1) 建設業における働き方改革のためには、適正な工期の確保が必要

建設業就業者の年間の実労働時間は、全産業の平均と比べて相当程度長い状況となっており、建設業就業者の長時間労働の是正が急務となっている。また、長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することを禁止するものである。

#### (2) 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間

建設業法第19条の5の「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告。以下「工期基準」という。）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。したがって、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に

比して著しく短い期間の工期（以下「著しく短い工期」という。）であるかの具体的な判断については、下請契約毎に、「工期基準」等を踏まえ、見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件、下請負人が元請負人に提出した見積り等の内容、締結された請負契約の内容、当該工期を前提として請負契約を締結した事情、下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方、元請負人の工期に関する考え方、過去の同種類似工事の実績、賃金台帳等をもとに、

- ① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか

等を総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

ただし、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業についても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とあると判断される。

### **(3) 建設業法第19条の5は契約変更にも適用**

建設業法第19条の5により禁止される行為は、当初契約の締結に際して、著しく短い工期を設定することに限られず、契約締結後、下請負人の責に帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じるなどにより、工期を変更する契約を締結する場合、変更後の工事を施工するために著しく短い工期を設定することも該当する。

なお、工期の変更時に紛争が生じやすいため、未然防止の観点から、当初契約の締結の際、建設工事標準下請契約約款第17条の規定（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

### 3-2 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）

#### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ①下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の当初契約で定めた工期が変更になり、下請工事の費用が増加したが、元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった場合
- ②工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したことなどにより、下請負人が行う工事の工期に不足が生じているにもかかわらず、工期の変更について元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった場合

上記①及び②のケースは、建設業法第19条第2項に違反するほか、必要な増額を行わなかった場合には同法第19条の3に違反するおそれがある。

#### （1）工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更が必要

請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、工期変更により請負契約で当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に工期変更にかかる工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

元請負人及び下請負人が工期変更に関する協議を円滑に行えるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第6号に掲げる事項（当事者の一方から工事着手の延期等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

#### （2）工事に着手した後に工期が変更になった場合、追加工事等の内容及び変更後の工期が直ちに確定できない場合の対応

下請工事に着手した後に工期が変更になった場合は、契約変更等の手続きについては、変更後の工期が確定した時点で遅滞なく行うものとする。工期を変更する必要があると認めるに至ったが、変更後の工期の確定が直ちにできない場合には、工期の変更が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期を記載した書面を、工期を変更する必要があると認めた時点で下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、変更後の工期が確定した時点で遅滞なく



行うものとする。

**(3) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加したが、元請負人が下請工事の変更を行わない場合は建設業法違反**

下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加したにもかかわらず、例えば、元請負人が発注者から増額変更が認められないことを理由として、下請負人からの契約変更の申し出に応じない行為等、必要な変更契約を行わない行為については、建設業法第19条第2項に違反する。

**(4) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、費用の増加分について下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ**

下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、費用の増加分について下請負人に負担させたことにより、下請代金の額が下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

**(5) 追加工事等の発生に起因する工期変更の場合の対応**

工事現場においては、工期の変更のみが行われる場合のほか、追加工事等の発生に起因して工期の変更が行われる場合が多いが、追加工事等の発生が伴う場合には、(1)から(4)のほか、追加工事等に伴う追加・変更契約に関する記述が該当する(10ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」参照)。

### 3-3. 工期変更に伴う増加費用（建設業法第19条第2項、第19条の3）

#### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人の施工管理が不十分であったなど、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず下請工事の工程に遅れが生じ、その結果下請負人の工期を短縮せざるを得なくなった場合において、これに伴って発生した増加費用について下請負人との協議を行うことなく、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合
- ②元請負人の施工管理が不十分であったなど、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず下請工事の工期が不足し、完成期日に間に合わないおそれがあった場合において、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結し、又は元請負人自ら労働者を手配し、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合
- ③元請負人の都合により、下請工事が一時中断され、工期を延長した場合において、その間も元請負人の指示により下請負人が重機等を現場に待機させ、又は技術者等を確保していたにもかかわらず、これらに伴って発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた場合
- ④元請負人の都合により、元請負人が発注者と締結した工期をそのまま下請負人との契約工期にも適用させ、これに伴って発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた場合

上記①から④のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、①から③のケースで変更契約を行わない場合には、建設業法第19条第2項に違反する。

#### (1) 工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に変更契約を締結することが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人及び下請負人は、当初契約の締結に当たって、適正な工期を設定すべきであり、また、元請負人は工程管理を適正に行うなど、できる限り工期に変更が生じないように努めるべきであることはいうまでもない。しかし、工事現場の状況により、やむを得ず工期を変更することが必要になる場合も多い。このような場合には、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に、変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている（14ページ「3-2

工期変更に伴う変更契約」参照)。

工期の変更に関する変更契約の締結に際しても、他の変更契約の締結の際と同様に、元請負人は、速やかに当該変更に係る工期や費用等について、下請負人と十分に協議を行う必要がある。合理的な理由もなく元請負人の一方的な都合により、下請負人の申し出に応じず、必要な変更契約の締結を行わない場合には、建設業法第19条第2項に違反する。

**(2) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因する下請工事の費用が増加した場合は、元請負人がその費用を負担することが必要**

下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、例えば、元請負人の施工管理が十分に行われなかったため、下請工事の工期を短縮せざるを得ず、労働者を集中的に配置した等の理由により、下請工事の費用が増加した場合には、その増加した費用については元請負人が負担する必要がある。

**(3) 元請負人が、工期変更に起因する費用増を下請負人に一方的に負担させることは建設業法に違反するおそれ**

元請負人が下請負人に対して、自己の取引上の地位を利用して、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結させた場合や、下請負人の責めに帰すべき理由がない工期の変更による下請工事の費用の増加を元請負人の都合により、一方的に下請負人に負担させ又は赤伝処理を行った結果、下請代金の額が「通常必要と認められる原価」(18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照)に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、上記建設業法第19条第2項及び第19条の3に違反しない場合であっても、工期の変更により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

#### 4. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）

##### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が、契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱いをする可能性がある旨を示唆して、下請負人との従来取引価格を大幅に下回る額で、下請契約を締結した場合
- ③元請負人が、下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させた場合
- ④元請負人が、契約後に、取り決めた代金を一方的に減額した場合
- ⑤元請負人が、下請負人と合意することなく、端数処理と称して、一方的に減額して下請契約を締結した場合
- ⑥下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結した場合
- ⑦下請負人に対して、発注者提出用に法定福利費を適正に見積もった見積書を作成させ、実際には法定福利費等を削除した見積書に基づき契約を締結した場合
- ⑧元請負人が下請負人に対して、契約単価を一方的に提示し、下請負人と合意することなく、これにより積算した額で下請契約を締結した場合

上記①から⑧のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

##### (1) 「不当に低い請負代金の禁止」の定義

建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」とは、注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を請負人と締結することを禁止するものである。

元請下請間における下請契約では、元請負人が「注文者」となり、下請負人が「請負人」となる。

##### (2) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること

建設業法第19条の3の「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう。

## ア 取引上の優越的な地位

取引上優越的な地位にある場合とは、下請負人にとって元請負人との取引の継続が困難になることが下請負人の事業経営上大きな支障をきたすため、元請負人が下請負人にとって著しく不利益な要請を行っても、下請負人がこれを受け入れざるを得ないような場合をいう。取引上優越的な地位に当たるか否かについては、元請下請間の取引依存度等により判断されることとなるため、例えば下請負人にとって大口取引先に当たる元請負人については、取引上優越的な地位に該当する蓋然性が高いと考えられる。

## イ 地位の不当利用

元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いたか否かについては、下請代金の額の決定に当たり下請負人と十分な協議が行われたかどうかといった対価の決定方法等により判断されるものであり、例えば下請負人と十分な協議を行うことなく元請負人が価格を一方的に決定し当該価格による取引を強要する指値発注（23ページ「6. 指値発注」参照）については、元請負人による地位の不当利用に当たるものと考えられる。

### (3) 「通常必要と認められる原価」とは、工事を施工するために一般的に必要と認められる価格

建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」とは、当該工事の施工地域において当該工事を施工するために一般的に必要と認められる価格（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含まない。）の合計額）をいい、具体的には、下請負人の実行予算や下請負人による再下請先、資材業者等との取引状況、さらには当該地域の施工区域における同種工事の請負代金額の実例等により判断することとなる。（併せて、42ページ「14-2 社会保険・労働保険等について」及び44ページ「14-3 労働災害防止対策について」参照）

#### (4) 建設業法第19条の3は契約変更にも適用

建設業法第19条の3により禁止される行為は、当初契約の締結に際して、不当に低い請負代金を強制することに限られず、契約締結後元請負人が原価の上昇を伴うような工事内容の変更をしたのに、それに見合った下請代金の増額を行わないことや、一方的に下請代金を減額することにより原価を下回ることも含まれる。

## 5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

原材料費、労務費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰や資材不足など元請負人及び下請負人双方の責めに帰さない理由により、施工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の一時中止、前工程の遅れなどが発生しているにもかかわらず、追加費用の負担や工期について元請負人が下請負人からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項に違反し、第19条の3又は第19条の5に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

### (1) 原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要

原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても下請負人から協議の申出があった場合には元請負人が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図る必要がある。

なお、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準（令和4年7月29日、以下「振興基準」という。）において、建設など見積り及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、期中に原材料費等のコストが上昇した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、親事業者は、期中の価格変更ができる限り柔軟に応じるものとするとしていることについても留意しなければならない。

### (2) 元請負人が下請負人との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して不当に低い請負代金を強制することに限られず、契約締

結後に原材料費等が高騰したにもかかわらず、それに見合った下請代金の増額を行わないことも含まれる。

このため、原材料費等が高騰している状況において、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人側からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、請負代金の額がその建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

また、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して著しく短い工期を設定することに限られず、契約締結後、原材料等の納期の遅延など下請負人の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しない場合等において必要な工期の変更を行わないことも含まれる。

このため、資材不足等により原材料費等の納期遅延が発生している状況において、その工期が、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

なお、上記建設業法第19条第2項、第19条の3及び第19条の5に違反しない場合であっても、請負代金や工期について必要な変更を行わないことにより、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

適正な請負代金の設定については、8ページ「2. 書面による契約締結 2-1 当初契約（5）、（6）」、11ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約（3）、（4）」を参照。

適正な工期の確保については、12ページ「3. 工期 3-1 著しく短い工期の禁止」、14ページ「3. 工期 3-2 工期変更に伴う変更契約」、16ページ「3. 工期 3-3 工期変更に伴う増額費用」を参照。

不当に低い請負代金については、18ページ「4. 不当に低い請負代金」を参照。

### **(3) 原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれ**

公正取引委員会は、令和5年3月1日「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の第3独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底の項目において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方が示されている。



公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&Aに、下記の①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

※下請法運用基準は、上記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

上記の下請法運用基準の改正等において、

- ・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、
- ・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、

それぞれ独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として挙げていることについても留意しなければならない。

## 6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が合理的根拠がないにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ③元請負人が下請負人に対して、複数の下請負人から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ④元請負人が、下請負人から交付された見積書に記載されている労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一律〇%を差し引きするなど、一定の割合を差し引いた額で下請契約を締結した場合

### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑤元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ⑥元請負人が、下請負人が見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結した場合

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、⑤のケースは同法第19条第1項に違反し、⑥のケースは同法第20条第4項に違反する。

元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させる、指値発注は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却するものである。

## **(1) 指値発注は建設業法に違反するおそれ**

指値発注は、元請負人としての地位の不当利用に当たるものと考えられ、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

元請負人が下請負人に対して示した工期が、通常の工期に比べて短い工期である場合には、下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」は、元請負人が示した短い工期で下請工事を完成させることを前提として算定されるべきである。

元請負人が、通常の工期を前提とした下請代金の額で指値をした上で短い工期で下請工事を完成させることにより、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）を下回る場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

また、下請負人が元請負人が指値した額で下請契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく、回答を求める行為については、建設業法第20条第4項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する（2ページ「1. 見積条件の提示等」参照）。

さらに、元請下請間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後下請代金の額を元請負人の指値により一方的に決定する行為は、建設業法第19条第1項に違反する（5ページ「2. 書面による契約締結」参照）。

なお、上記に該当しない場合についても、指値発注は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

## **(2) 元請負人は、指値発注により下請契約を締結することがないよう留意することが必要**

下請契約の締結に当たり、元請負人が契約額を提示する場合には、自らが提示した額の積算根拠を明らかにして下請負人と十分に協議を行うなど、指値発注により下請契約を締結することがないよう留意すべきである。

## 7. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ① 下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材又は機械器具等を指定、あるいはその購入先を指定した結果、下請負人は予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった場合
- ② 下請契約の締結後、元請負人が指定した資材等を購入させたことにより、下請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における損害を受け、その結果、従来から継続的取引関係にあった販売店との取引関係が悪化した場合

上記①及び②のケースは、いずれも建設業法第19条の4に違反するおそれがある。

### (1) 「不当な使用資材等の購入強制」の定義

建設業法第19条の4で禁止される「不当な使用資材等の購入強制」とは、請負契約の締結後に「注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害すること」である。

元請下請間における下請契約では、元請負人が「注文者」となり、下請負人が「請負人」となる。

### (2) 建設業法第19条の4は、下請契約の締結後の行為が規制の対象

「不当な使用資材等の購入強制」が禁止されるのは、下請契約の締結後における行為に限られる。これは、元請負人の希望するものを作るのが建設工事の請負契約であるから、下請契約の締結に当たって、元請負人が、自己の希望する資材等やその購入先を指定することは、当然のことであり、これを認めたとしても下請負人はそれに従って適正な見積りを行い、適正な下請代金で契約を締結することができるため、下請負人の利益は何ら害されるものではないからである。

**(3) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること**

「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう（18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）。

**(4) 「資材等又はこれらの購入先の指定」とは、商品名又は販売会社を指定すること**

「請負人に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて」とは、元請負人が下請工事の使用資材等について具体的に〇〇会社〇〇型というように会社名、商品名等を指定する場合又は購入先となる販売会社等を指定する場合をいう。

**(5) 「請負人の利益を害する」とは、金銭面及び信用面において損害を与えること**

「その利益を害する」とは、資材等を指定して購入させた結果、下請負人が予定していた資材等の購入価格より高い価格で購入せざるを得なかった場合、あるいは既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における損害を受け、その結果、従来から継続的取引関係にあった販売店との取引関係が極度に悪化した場合等をいう。

したがって、元請負人が指定した資材等の価格の方が下請負人が予定していた購入価格より安く、かつ、元請負人の指定により資材の返却等の問題が生じない場合には、下請負人の利益は害されたことにはならない。

**(6) 元請負人が使用資材等の指定を行う場合には、見積条件として提示することが必要**

使用資材等について購入先等の指定を行う場合には、元請負人は、あらかじめ見積条件としてそれらの項目を提示する必要がある。

## 8. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項、第19条の3に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

### (1) やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき場合を除き、その費用は元請負人が負担することが必要

元請負人は下請工事の施工に関し下請負人と十分な協議を行い、また、明確な施工指示を行うなど、下請工事のやり直し（手戻り）が発生しない施工に努めることはもちろんであるが、やむを得ず、下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合には、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき理由がある場合を除き、当該やり直し工事に必要な費用は元請負人が負担する必要がある。

### (2) 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、契約変更が必要

下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合には、元請負人は速やかに当該工事に必要となる費用について元請下請間で十分に協議した上で、契約変更を行う必要がある。元請負人が、このような契約変更を行わず、当該やり直し工事を下請負人に施工させた場合には、建設業法第19条第2項に違反する（10ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」参照）。

### (3) 下請負人の一方的な費用負担は建設業法に違反するおそれ

下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、その費用を一方的に下請負人に負担させるやり直し工事によって、下請代金の額が、当初契約工事及びやり直し工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存

度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、上記建設業法第19条第2項及び第19条の3に違反しない場合であっても、やり直し工事により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

**(4) 下請負人の責めに帰すべき理由がある場合とは、下請負人の施工が契約書面に明示された内容と異なる場合又は下請負人の施工に瑕疵等がある場合**

下請負人の責めに帰すべき理由があるとして、元請負人が費用を全く負担することなく、下請負人に対して工事のやり直しを求めることができるのは、下請負人の施工が契約書面に明示された内容と異なる場合又は下請負人の施工に瑕疵等がある場合に限られる。なお、次の場合には、元請負人が費用の全額を負担することなく、下請負人の施工が契約書面と異なること又は瑕疵等があることを理由としてやり直しを要請することは認められない。

ア 下請負人から施工内容等を明確にするよう求めがあつたにもかかわらず、元請負人が正当な理由なく施工内容等を明確にせず、下請負人に継続して作業を行わせ、その後、下請工事の内容が契約内容と異なるとする場合

イ 施工内容について下請負人が確認を求め、元請負人が了承した内容に基づき下請負人が施工したにもかかわらず、下請工事の内容が契約内容と異なるとする場合

## 9. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ① 元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用及び下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合
- ② 元請負人が、建設副産物の発生がない下請工事の下請負人から、建設副産物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引く場合
- ③ 元請負人が、元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引く場合
- ④ 元請負人が、工事のために自らが確保した駐車場、宿舍を下請負人に使用させる場合に、その使用料として実際にかかる費用より過大な金額を差し引く場合
- ⑤ 元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から減額することにより下請負人に負担させた場合

上記①から⑤のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

また、上記①のケースについて、当該事項を契約書面に記載しなかった場合には建設業法第19条、見積条件として具体的な内容を提示しなかった場合には同法第20条第4項に違反する。

赤伝処理とは、元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）
- ③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設副産物の運搬処理費用
- ④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費並びに建設キャリアアップシステムに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等）を下請代金の支払時に差引く（相殺する）行為である。

### （1）赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要

赤伝処理を行うこと自体が直ちに建設業法上の問題となることはないが、赤伝



処理を行うためには、その内容や差引く根拠等について元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であることに、元請負人は留意しなければならない。

## **(2) 赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要**

下請代金の支払に関して発生する諸費用、元請負人が一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用及び下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設副産物の処理費用について赤伝処理を行う場合には、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示する必要があり、当該事項を見積条件に明示しなかった場合については建設業法第20条第4項に、当該事項を契約書面に記載しなかった場合については同法第19条に違反する。

また、建設リサイクル法第13条では、建設副産物の再資源化に関する費用を契約書面に明示することを義務付けていることにも、元請負人は留意すべきである（5ページ「2-1 当初契約」参照）。

## **(3) 適正な手続に基づかない赤伝処理は建設業法に違反するおそれ**

赤伝処理として、元請負人と下請負人双方の協議・合意がないまま元請負人が一方的に諸費用を下請代金から差引く行為や下請負人との合意はあるものの、差引く根拠が不明確な諸費用を下請代金から差引く行為又は実際に要した諸費用（実費）より過大な費用を下請代金から差引く行為等は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却することとなるため、元請負人の一方的な赤伝処理については、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

なお、赤伝処理によって、下請代金の額が、その工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

## **(4) 赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差引額についても下請負人の過剰負担となることがないように十分に配慮することが必要**

赤伝処理は、下請負人に費用負担を求める合理的な理由があるものについて、

元請負人が、下請負人との合意のもとで行えるものである。元請負人は、赤伝処理を行うに当たっては、差引額の算出根拠、用途等を明らかにして、下請負人と十分に協議を行うとともに、例えば、安全協力費については下請工事の完成後に当該費用の収支について下請負人に開示するなど、その透明性の確保に努め、赤伝処理による費用負担が下請負人に過剰なものにならないよう十分に配慮する必要がある。

また、赤伝処理に関する元請下請間における合意事項については、駐車場代等建設業法第19条の規定による書面化義務の対象とならないものについても、後日の紛争を回避する観点から、書面化して相互に取り交わしておくことが望ましい。

## 10. 下請代金の支払

### 10-1. 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）

#### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①下請契約に基づく工事目的物が完成し、元請負人の検査及び元請負人への引渡しを終了しているにもかかわらず、下請負人からの請求行為がないことを理由に、元請負人が下請負人に対し、法定期限を超えて下請代金を支払わない場合
- ②建設工事の前工程である基礎工事、土工事、鉄筋工事等について、それぞれの工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了したが、元請負人が下請負人に対し、工事全体が終了（発注者への完成引渡しを終了）するまでの長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない場合
- ③工事全体が終了したにもかかわらず、元請負人が他の工事現場まで保留金を持ち越した場合
- ④元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内に支払わない場合

上記①から③のケースは、いずれも建設業法第24条の3及び第24条の6に違反するおそれがあり、④のケースは同法第24条の3に違反するおそれがある。

下請代金については、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約に基づいて適正に支払われなければならない。

建設業法第24条の3で、元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないと定められている。

また、建設業法第24条の6では、元請負人が特定建設業者であり下請負人が一般建設業者（資本金額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）である場合、発注者から工事代金の支払があるか否かにかかわらず、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において期日を定め下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から出来高払又は竣工払を受けた日から1月を経過する日か、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して50日以

内で定めた支払期日のいずれか早い期日となる。

なお、建設業者は、下請工事の目的物の引渡しを受けた年月日を記載した帳簿を備え、一定期間保存しなければならない（35ページ「12. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存」参照）。

### **(1) 正当な理由がない長期支払保留は建設業法に違反**

工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了後、正当な理由がないにもかかわらず長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことは、建設業法第24条の3又は同法第24条の6に違反する。

### **(2) 望ましくは下請代金をできるだけ早期に支払うこと**

元請負人が特定建設業者か一般建設業者かを問わず、また、下請負人の資本金の額が4,000万円未満かを問わず、元請負人は下請負人に対し下請代金の支払はできるだけ早い時期に行うことが望ましい。

## 10-2 下請代金の支払手段（建設業法第24条の3第2項）

### 【建設業法上望ましくない行為事例】

- ①下請代金の支払を全額手形払いで行う場合
- ②労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合

**下請代金の支払いはできる限り現金によるものとし、少なくとも下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をすることが必要。また、下請代金を手形で支払う際には、現金化にかかる割引料等のコストや手形サイトに配慮をすることが必要**

建設業法第24条の3第2項に、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と規定されている。下請代金を現金で支払うことは、下請負人における労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、下請代金の支払はできる限り現金によるものとし、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするような支払条件を設定する必要がある。

また、下請法及び下請振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。）において、次のとおり下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人はこの点についても留意しなければならない。

### <参考>

- 下請代金の支払手段について（令和3年3月31日 20210322 中庁第2号・公取企第25号）  
（略）

### 記

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引

料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。※

3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。

4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

※ 割引料等のコストについては、実際に下請事業者が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどにより把握する方法が考えられる。

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、振興基準において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること及びサプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」において令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用の廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めること、また、元請負人及び下請負人の関係のみならず、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者、建設関連業者等との関係においても同様の取組を進めることが重要であることについても留意しなければならない。

## 11. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

特定建設業者である元請負人が、手形期間が120日を超える手形により下請代金の支払を行った場合

上記のケースは、建設業法第24条の6第3項に違反するおそれがある。

建設業法第24条の6第3項では、元請負人が特定建設業者であり下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合、下請代金の支払に当たって一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないとされている。

### 割引を受けることが困難な長期手形の交付は建設業法に違反

元請負人が手形期間120日を超える長期手形を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項に違反する。

なお、手形等のサイトの短縮について（令和4年2月16日20211206中庁第1号・公取企第131号）において、公正取引委員会及び中小企業庁が、おおむね令和6年までに、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、同法の運用の見直しの検討を行うこととしていることに留意すること。

## 12. 不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①下請負人が、元請負人との下請契約の締結後、不当に使用資材等の購入を強制されたことを監督行政庁に通報したため、元請負人が下請代金支払の際に一方的に減額した場合
- ②下請負人が、元請負人から下請代金の支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたとし、監督行政庁に通報したため、元請負人が今後の取引を停止した場合

上記①及び②のケースは、いずれも建設業法第24条の5に違反するおそれがある。

国土交通省では、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているが、元請負人からの報復を危惧して匿名希望で相談が寄せられるケースも少なからず見受けられる。このため、建設業法上の元請負人の義務に違反する行為について、下請負人が安心して国土交通大臣等に対して通報・相談し、必要に応じて元請負人に対する是正措置が図られるような環境整備が必要であることから、建設業法第24条の5が規定されたところである。

元請負人が同法第24条の5に掲げられた、不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払い保留などの違反行為をしたとして、下請負人が国土交通大臣等、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを契機として調査を受けるに至った等（その結果が行政指導や監督処分に至ったかどうかを問わない）のことがあった場合に、当該下請負人に対して取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことが同条に規定されており、このような事実があった場合には同条に違反するおそれがある。

なお、同様の不利益取扱い禁止の規定は、「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号）記10において既に定められており、独占禁止法違反にも該当することとなる。



### 13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

#### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ①建設業を営む営業所に帳簿及び添付書類が備付けられていなかった場合
- ②帳簿及び添付書類は備付けられていたが、5年間保存されていなかった場合
- ③発注者から直接請け負った建設工事の完成図等の営業に関する図書が、10年間保存されていなかった場合

上記①から③のケースは、いずれも建設業法第40条の3に違反する。

※③については、平成20年11月28日以降に工事目的物の引渡しをしたものに限る。

#### (1) 営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存することが必要

建設業法第40条の3では、建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、5年間（平成21年10月1日以降については、発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、10年間。）保存しなければならないとされている。（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第28条第1項）。

#### (2) 帳簿には、営業所の代表者の氏名、請負契約・下請契約に関する事項などを記載することが必要

帳簿に記載する事項は以下のとおりである（建設業法施行規則第26条第1項）。

- ① 営業所の代表者の氏名及びその者が営業所の代表者となった年月日
- ② 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
  - ・ 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地
  - ・ 注文者と請負契約を締結した年月日
  - ・ 注文者の商号・名称（氏名）、住所、許可番号
  - ・ 請け負った建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日
  - ・ 工事目的物を注文者に引渡した年月日
- ③ 発注者（宅地建物取引業者を除く。）と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する事項
  - ・ 当該住宅の床面積

- ・ 建設瑕疵負担割合（発注者と複数の建設業者の間で請負契約が締結された場合）
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人の名称（資力確保措置を保険により行った場合）
- ④ 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する事項
  - ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
  - ・ 下請負人と下請契約を締結した年月日
  - ・ 下請負人の商号・名称、住所、許可番号
  - ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日
  - ・ 下請工事の目的物について下請負人から引渡しを受けた年月日
- ⑤ 特定建設業者が注文者となって資本金 4,000 万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結したときは、上記の記載事項に加え、以下の事項
  - ・ 支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段
  - ・ 支払手形を交付したとき…その手形の金額、交付年月日及び手形の満期
  - ・ 下請代金の一部を支払ったとき…その後の下請代金の残額
  - ・ 遅延利息を支払ったとき…その額及び支払年月日

※上記の帳簿は電磁的記録によることも可能。

### (3) 帳簿には契約書などを添付することが必要

帳簿には、契約書若しくはその写し又はその電磁的記録を添付しなければならない（建設業法施行規則第 26 条第 2 項、第 7 項）。

また、以下の場合にはこれらの書類に加え、次のそれぞれの書類を添付する。

ア 特定建設業者が注文者となって資本金 4,000 万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結した場合は、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写しを添付

イ 自社が、発注者から直接請け負った建設工事について、公共工事にあつては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあつては下請契約の総額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円。）以上となる場合は、工事完成後（建設業法施行規則第 26 条第 3 項）に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分を添付

- ・ 自社が実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格
- ・ 自社が主任技術者又は監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その

者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

- ・ 下請負人の商号又は名称及び許可番号
- ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
- ・ 下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
- ・ 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

※上記の帳簿の添付書類は電磁的記録によることも可能。

#### **(4) 発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、営業に関する図書を10年間保存することが必要**

発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、以下の営業に関する図書を当該建設工事の目的物の引渡をしたときから10年間保存しなければならないとされている。（建設業法施行規則第26条第5項、第8項、第28条第2項）

- ① 完成図（建設業者が作成した場合又は発注者から受領した場合のみ。）
- ② 工事内容に関する発注者との打ち合わせ記録（相互に交付したものに限る。）
- ③ 施工体系図（法令上施工体系図の作成が義務付けられている場合のみ（公共工事にあつては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあつては下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円。）以上となる場合。）。）

※平成20年11月28日以降に引渡をしたものから適用。なお、上記の図書は電磁的記録によることも可能。

## 14. 関係法令

### 14-1 独占禁止法との関係について

建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3（下請代金の支払）第1項、第24条の4（検査及び引渡し）又は第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができると規定している。

また、公正取引委員会は、独占禁止法第19条の規定の適用に関して、建設業の下請取引における不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号。以下「認定基準」という。）を示している。

なお、本ガイドラインと関係のある認定基準は以下のとおりである。

- ① 「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」、「3-2 工期変更に伴う変更契約」、「3-3 工期変更に伴う増加費用」、「4. 不当に低い請負代金」及び「8. やり直し工事」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」及び認定基準の7に掲げる「不当減額」
- ② 「6. 指値発注」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」
- ③ 「7. 不当な使用資材等の購入強制」に関しては、認定基準の8に掲げる「購入強制」
- ④ 「9. 赤伝処理」に関しては、認定基準の7に掲げる「不当減額」
- ⑤ 「10-1. 支払保留・支払遅延」に関しては、認定基準の3に掲げる「注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払」及び認定基準の4に掲げる「特定建設業者の下請代金の支払」
- ⑥ 「11. 長期手形」に関しては、認定基準の5に掲げる「交付手形の制限」

## 14-2 社会保険・労働保険等について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度である。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられている。

健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請負人は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積もり、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示すべきであり、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、社会保険・労働保険への加入は法律で義務づけられているので、保険未加入業者は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第3号の「その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当」に該当するおそれがある。特に、令和2年10月1日以降は、建設業許可・更新申請に際して、社会保険・労働保険に加入していることが許可要件となり、中でも令和2年10月1日以降に建設業許可を取得（更新も含む。）した者については、許可取得後に社会保険・労働保険に加入していないことが発覚した場合は、建設業法第29条第1項第1号（許可の取消し）に該当するため、十分留意する必要がある。

加えて、上記の法定福利費と同様に、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者が、公共工事、民間工事の別を問わず、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、納付しなければならない建退共掛金についても、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、適正に確保することが必要であり、元請負人が下請負人に対して、本来

充当すべき掛金納付の辞退を求めることがないようにしなければならない。

○詳しくは、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」参照。

### 14-3 労働災害防止対策について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。

したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

元請負人は、建設工事現場における労働災害防止対策を適切に実施するため、「1. 見積条件の提示等」並びに「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年4月21日労働省基発第267号の2。以下「元方安全管理指針」という。）3及び14を踏まえ、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確にすることにより、下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。

下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。

元請負人は、下請負人から交付された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で下請負人との契約交渉をしなければならない。

また、元請負人及び下請負人は、「2. 書面による契約締結」並びに「元方安全管理指針」3及び14を踏まえ、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確にするとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。

なお、下請負人の見積書に適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

## 14-4 建設工事で発生する建設副産物について

建設現場では、土砂、コンクリート塊等の再生資源や産業廃棄物（以下これらを「建設副産物」と総称する。）が発生する。建設現場で発生した廃棄物混じりの土砂等は、建設現場等で土砂等と廃棄物に分別することが必要であり、分別された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正な処理を行うことが必要である。

廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、建設工事では原則として、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人が適切な処理を行う排出事業者としての義務を遵守する必要がある。

また、廃棄物が混じっていない土砂等（廃棄物と分別後のものを含む。）は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人のもと、他工事での利用など、再生資源としての利用を促進する必要がある。

したがって、建設現場から発生する建設副産物を他工事や再資源化施設、処分場等に運搬するための経費や、その処理に要する経費は、建設業者が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

元請負人及び下請負人は、建設現場から発生した建設副産物の適正な処理を行うため、建設副産物の適正処理の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確化し、「2. 書面による契約締結」を踏まえ、契約書面の内訳書などに明示することが望ましい。また、下請負人は、自ら実施しなければならない建設副産物の適正処理に要する経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。

元請負人は、下請負人から交付された建設副産物の適正処理に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で下請負人との契約交渉をしなければならない。

なお、下請負人の見積書に建設副産物の処理に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、建設副産物の処理等に要する経費について、契約締結後の状況により予期せぬ変更が生じた場合にも、元請負人と下請負人が協議の上、適切に変更契約を行い請負代金に反映することが必要である。追加的に発生した建設副産物の処理等に



要する費用を下請負人に負担させ、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合にも、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

## 14-5 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。経済産業省、業所管省庁共管。以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、全ての取引が対象となっている。

また、下請振興法第3条第1項に基づく振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準で、親事業者と下請事業者の望ましい、あるべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

下請振興法では、「親事業者」を、資本金等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等を行うことを業として行うものと定義し、親事業者の取引の相手方を指す「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等を行うことを業として行う中小企業者と定義している。

建設工事における親事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、下請事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。

- 対価の決定の方法の改善
- 下請代金の支払方法の改善
- 働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善
- 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- パートナーシップ構築宣言

詳しくは、92～99ページ参照

国土建第 376 号  
国土建整第 105 号  
令和元年 12 月 23 日

各地方整備局建設業担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局  
建設業課長

建設市場整備課長

「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の改訂について

平成 27 年 4 月より、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、2020 年度までの緊急かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人材の受入れを行う外国人建設就労者受入事業を実施しております。

また、本年 4 月、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお生じる人材不足について、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受入れを可能とする「『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）」が施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

これを受けて、外国人建設就労者受入事業において、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として定めている「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」について、ガイドラインの名称を「特定技能制度及び外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」に変更し、適用対象に建設分野特定技能外国人制度を読み込めるよう内容を追記しました。

また、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年国土交通省令第十八号）の施行を反映し、再下請負通知書及び施工体制台帳等のガイドライン関係書類について、特定技能外国人の従事状況の有無を確認する欄を追加する等の改正を行いましたので、通知いたします。

# 特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン

## 第1 趣旨

建設業においては、他産業を上回る高齢化が進んでおり、近い将来、高齢技能者の大量離職による担い手の減少が見込まれることから、将来の建設業を支える入職者の確保が喫緊の課題となっている。このため、官民をあげて、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築など、技能者の処遇改善につながる取組を推進するとともに、建設現場での生産性向上に取り組んでいるところである。しかしながら、建設業においては、こうした取組を行ってもなお、国内の人材だけでは担い手の不足が生じることが見込まれており、外国人材の受入れ及びその適正化及び円滑化を図るための環境整備が必要となっている。

こうした状況を背景に、建設分野では、外国人技能実習生の受入れに加えて、平成 27 年度以降、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するための緊急かつ時限的な措置である外国人建設就労者受入事業において即戦力となり得る外国人材の受入れが開始され、更に、令和元（平成 31）年度には、特定技能制度において一定の専門性・技能を有する特定技能外国人の受入れが開始されたところである。

これらの制度では、外国人建設就労者又は一号特定技能外国人（以下「外国人建設就労者等」という。）の受入れ前に、国土交通省において、雇用条件や従事させる業務、安全衛生教育の実施等を記載した計画を審査、認定するとともに、認定された計画どおりに適正な就労が行われていることを継続的に確認し、必要に応じて助言指導、監査等することで、外国人建設就労者等の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な処遇確保を図ることとしている。

また、建設業界自らの取組としても、一号特定技能外国人の受入れに関わる元請業者団体及び専門工事業団体等により設立され、特定技能外国人受入事業実施法人として登録を受けた（一社）建設技能人材機構において、労働関係法令の遵守、建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、正当な理由なく一号特定技能外国人を工事現場から排除することの禁止及び適正就労監理機関である（一財）国際建設技能振興機構を通じて受入企業に対する巡回訪問・指導・助言を行うこと等を含む行動規範を定め、この適正な運用に努めることとしたところである。

他方、建設業の特徴として、外国人建設就労者等は様々な現場で働くことになることから、国土交通省及び（一社）建設技能人材機構による適正な受入れの取組を補完する観点から、現場管理に責任を有する元請企業においても、外国人建設就労者等の管理に関し一定の関与も期待される所であり、元請企業による下請指導の実効性を確保するために、外国人建設就労者受入事業については「外国人建設就労者受入事業に関する告示」（平成 26 年国土交通省告示第 822 号）において、特定技能制度については「出入国管理及び難民認定法第七条

第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」(平成 31 年国土交通省告示第 357 号)において、外国人建設就労者等を労働者として受け入れ建設工事に従事させる建設企業が下請負人である場合には、直接当該工事を請け負った元請企業の指導等に従わなければならない旨が定められている。

#### <参照条文>

○「外国人建設就労者受入事業に関する告示」(平成 26 年国土交通省告示第 822 号)

第 6 の 4 受入建設企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。

○「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」(平成 31 年国土交通省告示第 357 号)

第三条第三項第六号 一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

本ガイドラインは、こうした趣旨を踏まえ、外国人建設就労者受入事業及び建設分野特定技能外国人制度について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、両制度の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として策定したものである。

なお、外国人建設就労者受入事業及び建設分野特定技能外国人制度のほか、外国人技能実習生制度いずれにおいても、外国人材の適正な受入れを図る観点から、受入企業及び外国人材双方とも建設キャリアアップシステムに登録しなければならないこととしたところである(外国人建設就労者受入事業及び外国人技能実習制度については 2020 年 1 月以降に申請が受理された適正監理計画及び技能実習計画について登録義務化)。今後、本ガイドラインにおいて定められた現場入場届出書等の書類に記載すべき事項や元請企業において確認すべき事項を明確にし、同システムに反映することにより、書類の削減・ペーパーレス化を図っていく予定であるが、必要なシステム改修が行われるまでの間については、当面の措置として、元請企業は、本ガイドラインに基づき、下請指導及び現場管理を行っていくものとする。

## 第 2 元請企業の役割と責任

### (1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の

企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）では、第 24 条の 6 において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。

また、外国人建設就労者等についても、関係者を挙げて事業の適正化を進めることが必要であり、元請企業においても受入企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては外国人建設就労者等の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な処遇確保を図るため、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

## （2）施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から元請企業に対して再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 14 条の 4 の規定に基づき、再下請負通知書の記載事項に外国人建設就労者等の従事の状況に関する事項を記載する必要があることから、元請企業においては、再下請負通知書を活用して下請負人の外国人建設就労者等の従事の状況を確認することが可能である（別紙 1）。

また、元請企業は、外国人建設就労者等を受け入れる企業から外国人建設就労者等現場入場届出書（別紙 2）による報告があった場合、その記載内容と各添付書類の情報の整合性に加え、以下の①から③の事項について確認すること（外国人建設就労者等の受入れが確認されたにも関わらず、別紙 2 による報告がない場合は、報告を受入企業に求めること）。あわせて、別紙 2 の記載内容に変更がある場合、受入企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。

### ①就労させる場所

外国人建設就労者等現場入場届出書の「1. 建設工事に関する事項」のうち「施工場所」が適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入企業・建設特定技能受入計画又は適正監理計画に関する事項」の「就労場所」の範囲内であるかどうか。

### ②従事させる業務の内容

外国人建設就労者等現場入場届出書の「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技

能外国人及び外国人建設就労者に関する事項」のうち「従事させる業務」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入企業・建設特定技能受入計画又は適正監理計画に関する事項」の「従事させる業務の内容」と同一であるかどうか。

### ③従事させる期間

外国人建設就労者等現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者等に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入企業・建設特定技能受入計画又は適正監理計画に関する事項」の「従事させる期間（計画期間）」の範囲内であるかどうか。

外国人建設就労者等現場入場届出書の記載内容と各添付書類の情報の整合性が確認できない場合、届出は無効として扱い、改めて適正な届出を行うよう受入企業を指導すること。現場入場以降、実際の受入れ状況と届出の内容と整合が取れない場合は、建設特定技能受入計画及び適正監理計画に基づいた外国人建設就労者等の受入れが行われるよう、受入企業を指導すること。

また、別紙2による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙2により変更の届出を行うよう受入企業を指導すること。

受入企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないような場合には、所属する元請企業団体（特定技能外国人については特定技能外国人受入事業実施法人である（一社）建設技能人材機構を含む。）を通じて適正監理推進協議会又は建設分野特定技能協議会への報告を行うこと。

なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接各協議会への報告を行うこと。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に基づき作成する施工体制台帳については、外国人建設就労者等の従事の状態に関する事項を記載する必要があるが、別紙3の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第24条の6第1項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。

## （3）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）参照）。

建設工事の施工に係る受入企業の外国人建設就労者等の受入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、必要な報告徴求及び指導を行うことが望ましい。

## （4）外国人建設就労者等の現場入場について

元請企業は、適正な手順を踏まえて受入企業が雇用する外国人建設就労者等について、（1）から（3）に記載の役割及び責任が新たに生じること等を理由として、その現場入

場を不当に妨げてはならない。

### 第3 受入企業の役割と責任

外国人建設就労者等の受入れの円滑な実施・運営にあたっては、外国人建設就労者等を雇用する受入企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。具体的には、規則第14条の4の規定に基づく再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めるとともに、外国人建設就労者等を雇用し、現場に新規入場させる場合には、別紙2の作成例を参考（既存の様式等別紙2以外の様式を用いる場合であっても別紙2に記載の項目を満たすこと）として、建設特定技能受入計画及び適正監理計画の内容に基づいて現場ごとに外国人建設就労者等建設現場入場届出書を作成し、元請企業に提出するほか、別紙2の記載内容の変更がある場合には、元請企業に変更の届出を行うことが必要である。

### 第4 施行期日等

本ガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

今後、特定技能制度及び建設就労者受入事業に係る見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直し等所要の措置を講ずるものとする。

改正履歴 令和元年12月23日 施行



別紙1 再下請負通知書の作成例

令和 年 月 日

再下請負通知書

直近上位

注文者名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

元請名称	
------	--

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称及び 工 事 内 容			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	注文者との 契 約 日	令和 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和
工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和	

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 <sup>1</sup>	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入	加入 未加入 適用除外

現 場 代 理 人 名		雇 用 管 理 責 任 者 名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号			
工事名称及び 工事内容			
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無
--------------------------	-----	-------------------------	-----	-------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

別紙2 外国人建設就労者等現場入場届出書の作成例

外国人建設就労者等建設現場入場届出書

工事事務所長 殿

令和 年 月 日

(一次下請企業の名称)

(責任者の職・氏名)

(受入企業の名称)

(責任者の職・氏名)

外国人建設就労者等の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	
施工場所	

2 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者等に関する事項

※ 4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	外国人建設就労者等 1	外国人建設就労者等 2	外国人建設就労者等 3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
従事させる業務			
現場入場の期間			
在留資格 ※いずれかをチェック	<input type="checkbox"/> 外国人建設就労者 <input type="checkbox"/> 建設特定技能	<input type="checkbox"/> 外国人建設就労者 <input type="checkbox"/> 建設特定技能	<input type="checkbox"/> 外国人建設就労者 <input type="checkbox"/> 建設特定技能
在留期間満了日			
CCUS 登録情報が最新であることの確認 ※登録義務のある者のみ	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日: )	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日: )	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日: )

3 受入企業・建設特定技能受入計画及び適正監理計画に関する事項

就労場所			
従事させる業務の内容			
従事させる期間(計画期間)			
責任者(連絡窓口)	役職	氏名	連絡先

※就労場所・従事させる業務の内容・従事させる期間については、建設特定技能受入計画及び適正  
監理計画の記載内容を正確に転記すること

○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 1 建設特定技能受入計画認定証又は適正監理計画認定証（複数ある場合にはすべて。建設特定技能受入計画認定証については別紙（建設特定技能受入計画に関する事項）も含む。）
- 2 パスポート（国籍、氏名等と在留許可のある部分）
- 3 在留カード
- 4 受入企業と外国人建設就労者等との間の雇用条件書
- 5 建設キャリアアップシステムカード（登録義務のある者のみ）

施工体制台帳

[会社名] \_\_\_\_\_  
 [事業所名] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和

工事名称及び 工事内容			
発注者名及び 住 所			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

契 約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

現場代理人名			意見申出方法	
監理技術者名	○ 一郎		資格内容	一級土木施工管理技士
専門技術者名	契約書記載のとおり		専門技術者名	
	資格内容	専 任 非専任 ○○ 三郎	資格内容	
	資格内容	一級土木施工管理技士	担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

[一次下請負人に関する事項]

会社名		代表者名	
住所			
工事名及び 工事内容			
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

## 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

### 第1 趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

国土交通省においては、これまで行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」（平成24年5月設置・令和3年12月改組）等において、関係者が一体となって社会保険の加入対策を進めてきたところである。具体的には、平成24年度から、建設業許可・更新時等における確認・指導や未加入企業に対する経営事項審査における減点幅拡大、国土交通省直轄工事における下請企業も含めた未加入企業の排除、法定福利費を内訳明示した見積書・請負代金内訳書の活用等の取組を進めてきたところである。また、平成29年度以降については、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定しないよう要請するとともに、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いを求めるなど、対策の履行強化を図ってきたところである。

この結果、企業別、労働者別の社会保険の加入率については他産業と遜色がない水準まで上昇しているほか、法定福利費の受取状況についても改善傾向が認められるなど、一定の効果を上げている。

さらに、令和元年度の建設業法等の一部改正において建設業許可基準の見直しが行われ、令和2年10月から、建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件とされるなど、企業単位での社会保険の加入確認の厳格化が講じられたところである。

また、同改正により、施工体制台帳に社会保険の加入状況等を記載することが必要となり、実質的に作業員名簿の作成が義務化されたことから、技能者単位における社会保険の加入確認の厳格化についても措置を講ずることが求められる。これについて、建設キャリアアップシステムの活用を図るなど、技能者の現場単位での社会保険の加入徹底に向けた取組を推進することとする。建設キャリアアップシステムの活用を図るには、技能者の能力と就業履歴が蓄積できるキャリアアップカードの登録を推奨することや、建設現場にカードリーダーを積極的に設置することなどの取組が期待される。なお、カードリーダーの設置については、顔認証など別の就業履歴蓄積の手段が確保されている場合はこの限りでない。

一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴い、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化（従業員を雇っていない個人事業主。以下、同じ。））が進んでいるとの実態をうけ、令和2年度に建設業の一人親方問題に関する検討会中間取りまとめを公表し、建設業界として取り組むべき道筋

を打ち出したところである。この中で、建設業界として目指す一人親方の基本的な姿とは、請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主であるとした。その技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムレベル3相当）の能力があること等が望まれ、また、責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守すること、適正な工期及び請負金額での契約を締結していることや、請け負った工事の完遂がされること、他社からの信頼や経営力があること等が望まれる。

また、令和6年4月1日以降、建設業においては労働基準法の時間外労働の上限に関する規制が適用されることから、請負人として扱うべき者であるかについてより適切な判断が必要となっている。

上記取組の方向性を踏まえ、本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にしたものであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。

## 第2 元請企業の役割と責任

### (1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第8条第2項）。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。



元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

## (2) 協力会社組織を通じた指導等

元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会社や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業（以下「協力会社」という。）に対しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを具体的に予定しつつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。

このため、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。

- ア 協力会社の社会保険加入状況について定期的に把握を行うこと。
- イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。
- ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進めるよう指導すること。実態が雇用労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者である一人親方として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には5人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判明した場合には、同様に指導を行うこと。
- エ 社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導すること。

## (3) 下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）を踏まえる必要がある。

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。選定する建設企業の社会保険を確認する場合は、登録時に社会保険の加入証明書類の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムを活用して確認を行うこと。そのため、建設キャリアアップシステムに登録している建設企業を選定することを推奨する。なお、その際には、建設キャリアアップシステムの登録内容について常に最新の状態にするよう下請企業に促すこと。建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるほか、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト（[3](http://chosyu-</a></p></div><div data-bbox=)

web.mhlw.go.jp/LIC\_D)、厚生年金については、日本年金機構の厚生年金・健康保険適用事業所検索システム ([https://www.nenkin.go.jp/do/search\\_section/](https://www.nenkin.go.jp/do/search_section/)) において適用状況を確認するなど、真正性の確保に向けた措置を講ずること。

については、下請企業には、適切な保険に加入している建設企業選定すべきであり、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いを徹底すべきである。

#### (4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付け又は写しの提出が義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人に対して下請負人から再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の4の規定により、再下請負通知書に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項を記載することとされていることから、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能である。（別紙1）

このため、建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すること。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、(3)の指導が行われていない場合には、(3)と同様の指導を行うこと。

施工体制台帳については、別紙2の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

#### (5) 作業員名簿を活用した確認・指導

令和元年度の建設業法等の一部改正により、規則第14条の2において、建設工事に従事する者の健康保険法（大正11年法律第70号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療保険、国民年金法（昭和34年法律第141号）又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険の加入等の状況（以下「保険加入状況」という。）を施工体制台帳に記載することとされている。

これについて、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成30年6月22日）において、「作業員名簿（別紙3）の添付を制度化する場合には、建設キャリアアップシステムを活用した書類作成の効率化など、建設企業の負担軽減にもあわせて取り組むべき」とされたことも踏まえ、企業にとって効率的に加入確認が行えるよう、建設キャリアアップシステムの活用を図るなど、技能者の現場単位での社会保険の加入徹底に向けた取組を推進することとする。

作業員名簿を確認することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、保険加入状況を把握することが可能である。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員（建設業に従事する者に限る。以下同じ。）について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、

- ・ 全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・ 法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・ 個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。また、法人や常時5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所であっても、健康保険法第3条第1項8号に基づき健康保険の適用除外の承認を受け「国民健康保険組合」に加入し、厚生年金の適用を受けている者は、適切な社会保険に加入している者とする。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。ただし、建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、健康保険証のコピー、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。

いずれにしても、元請企業においては現場管理の効率化、書類削減等の観点からも、保険加入状況の確認には積極的に建設キャリアアップシステムの活用を図るべきである。

上記の方法により保険加入状況が確認できない場合は、当該作業員は適切な保険に加入していることを確認できないと判断されることから、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきである。

なお、ここでいう「特段の理由」とは、

- ・ 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
- ・ 当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

のような場合をいい、特段の理由により未加入の作業員の現場入場を認める場合については、災害時等の緊急対応時の工事であり円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、上記のような場合に限定するべきである。

また、仮に特段の理由により現場入場を認めた場合であっても、元請企業は作業員名簿を作成した下請企業に対し、当該作業員を適切な保険に加入させるよう引き続き指導するとともに、必要に応じて当該加入指導の記録を保存し、再三の指導に応じない場合には下請企業に対し、当該作業員について現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。

作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、適切に取り扱うことが必要である。

#### (6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである(「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日建設省経建発第147号)参照)。

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべきである。

#### (7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を継続して行うべきである。

- ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。
- イ (2)に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

#### (8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

加えて、建設業法第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じて、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書(特段の理由により、こ

れを作成することが困難な場合にあつては、適正な法定福利費を含んだ見積書)を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用(材料費、労務費、その他経費など)で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

#### (9) 一人親方の実態の適切性の確認

建設工事の現場には、従業員を雇っていない個人事業主として、自身の経験や知識、技能を活用し建設工事を請け負い報酬を得るいわゆる「一人親方」という作業員がいる。元請企業は労災保険料の適切な算出や、令和6年4月1日以降に適用される時間外労働規制の導入への対応に向けて、当該作業員が、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのか十分確認することが必要である。

具体的には、一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。確認には別紙4の働き方自己診断チェックリストを参考にすること。その結果、個人事業主としての一人親方と考えられる場合には、元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すること。

一方、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴い、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図しての一人親方化が進むことは、技能者の処遇低下のみならず、法定福利費を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となることにより、公平・健全な競争環境が阻害される。そこで、元請企業は、明らかに実態が雇用労働者でもあるにもかかわらず一人親方として仕事をさせている企業は、社会保険関係法令、労働関係法令や税法等の各種法令を遵守していないおそれがあることに留意すること。実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例としては次のような場合が考えられる。

- ア 年齢が10代の技能者で一人親方として扱われているもの
- イ 経験年数が3年未満の技能者で一人親方として扱われているもの
- ウ 働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

上記ア及びイについては未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針とする。ア～ウに該当する場合、元請企業は当該建設企業に雇用契約の締結、働き方に合った社会保険の加入及び法定福利費の確保を促すこと。その際に、法定福利費等の追加見積り等がなされた場合、元請企業と下請企業で十分に協議を行う必要がある。なお、再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱いとすること。

元請企業が直接、一人親方と請負契約を締結する場合、建設業法を遵守し取引の適正化に努めること。そのため、見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底すること。また、当該請負契約は、請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべきである。なお、一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が元請企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約には当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意すること。一人親方と契約を締結する前に、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。その際には、期間の定めのない雇用契約による正社員、工期に合わせた期間の定めのある雇用契約による契約社員とすることもあり得るものであり、その実情に応じて処遇が適切に図られるようにすること。

事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても、当該個人事業主が実態に照らして労働者に該当する場合、偽装請負として職業安定法（昭和22年法律第141号）等の労働関係法令に抵触するおそれがあることから、この観点からも働き方自己診断チェックリストを活用して実態の確認を行うこと。

他方、雇用契約を締結していないにもかかわらず、自社の労働者である社員とすることも適正とは言えない。具体的には次のような例が考えられる。

ア 請負契約を締結し、社会保険にも加入していないが、例えば会社のヘルメットやユニホーム、名刺等を支給され、表向きは社員と呼ばれているもの

イ 雇用契約を締結しておらず、社会保険も加入していないが、作業員名簿上は社員（雇用）とされているもの

上記ア及びイのような場合については、働き方の実態を働き方自己診断チェックリストで確認した上で、実態に合った取扱いとすべきである。具体的には、実態が労働者に当てはまるような働き方になっているのであれば、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令、社会保険関係法令等の各種法令を遵守すること。

請負関係にある一人親方は、厚生年金と比べて国民年金の受給額が少なくなる可能性が高いほか、病気や仕事が無くなったとき、失業給付や雇用調整助成金等の対象から外れ、生活資金に影響があるなど生活保障の観点に加え、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備という観点からも、実態が雇用労働者であれば早期に雇用契約を締結し、適切な社会保険に加入させること。

なお、令和8年度以降、働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未滿（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未滿）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「適正でない一人親方」の目安を策定することを目指す。そのため、働き方自己診断チェックリストの活用のあり方等について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末に一定の道筋を示す。

### 第3 下請企業の役割と責任

#### (1) 総論

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは雇用主である。そのため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らがその責任を果たすことが必要不可欠である。

#### (2) 雇用する労働者の適切な社会保険への加入と一人親方への対応

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要である。

また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、一人親方との関係を正しく認識した上で記載する必要があるため、「第2元請企業の役割と責任(9)一人親方の実態の適切性の確認」に則り、適切な対応を図ること。また、働き方自己診断チェックリストの活用を機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

#### (3) 元請企業が行う指導等への協力

元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わるすべての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担することや、再下請企業が雇用する各作業員の保険加入状況を確認し、自社の雇用者も含めてその真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めること、それらの状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。

また、元請企業が、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について現場入場を認めない取扱いをする場合には、下請企業においてもこの措置に協力し、適切な保険に加入していることを確認できない作業員を現場に入場させないようにすること。

規則第14条の4の規定の再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、適切に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的（保険加入状況を元請企業に確認させること）を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意す

ること。

#### (4) 雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

建設労働者の社会保険への加入促進を図るためには、建設労働者を直接雇用する下請企業が法定福利費を適切に確保する必要がある。また、建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保すること。

#### (5) 再下請負に係る適正な法定福利費の確保

下請企業が請け負った建設工事を他の建設業を営むものに再下請負させた場合には、当該下請企業（以下この節では「元請負人」という。）は、第2（8）と同様に、再下請負人の法定福利費を適正に確保する必要があり、標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう再下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して再下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、再下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積るとともに提出する見積書に明示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければならない。その際、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

再下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

### 第4 一人親方について

#### (1) 働き方自己診断チェックリストの活用

建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意すること。働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用



契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること。なお、当該建設企業が雇用契約の締結や社会保険の加入等に必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

## (2) 事業者としての立場の場合

一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めること。その際は、見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない。なお、現場作業の進め方等は一人親方に裁量があるが、元方事業者には関係請負人に対して労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に違反しないよう必要な指導を行う義務が課されているため、当該指導には従う必要があることに留意すること。

第5 本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。（平成27年4月1日、平成28年7月28日、令和2年10月1日、令和4年4月1日一部改訂）

このガイドラインは、今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

別紙1 再下請負通知書の作成例

年 月 日

再下請負通知書

直近上位  
注文者名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

住 所 \_\_\_\_\_

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会社名・  
事業者ID \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容					
工 期	自	年	月	日	注文者との 契約へ日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
				年 月 日
				年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 <sub>1</sub>	健康保険		厚生年金保険		雇川保険	
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 <sub>2</sub>	健康保険 <sub>3</sub>	厚生年金保険 <sub>4</sub>	雇用保険 <sub>5</sub>		

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
理人名		雇川	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID			代表者名		
住所 電話番号					
工事名称 及び 工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年
					月
					日

建設業の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
				年 月 日
				年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 <sub>1</sub>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 <sub>2</sub>	健康保険 <sub>3</sub>	厚生年金保険 <sub>4</sub>	雇用保険 <sub>5</sub>		

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専 任		雇用管理責任者名		
	非専任		専門技術者名		
資格内容			資格内容		
			担当工事内容		

一号特定技能外 国人の従事の状 況(有無)	有	無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有	無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有	無
-----------------------------	---	---	----------------------------	---	---	----------------------------	---	---

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

別紙2 施工体制台帳の作成例

年 月 日

施工体制台帳

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
				年 月 日
				年 月 日

工事名称 及 工事内容				
発注者 名 及 住 所				
工期	自	年	月	日
	至	年	月	日
	契約日	年 月 日		

契約所 営業	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 <sub>1</sub>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称 <sub>2</sub>	健康保険 <sub>3</sub>	厚生年金保険 <sub>4</sub>	雇用保険 <sub>5</sub>	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部に行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣特定一般知事 第 号	年 月 日
	工事業	大臣特定一般知事 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無 <sub>1</sub>	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 <sub>2</sub>	健康保険 <sub>3</sub>	厚生年金保険 <sub>4</sub> 雇用保険 <sub>5</sub>

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

別紙3 作業員名簿の例

元請確認欄	
-------	--

○社会保険関係について別業とする例

提出日 年 月 日

作業員名簿  
(年月日作成)

事業所の名称 \_\_\_\_\_ 一次会社名 \_\_\_\_\_ ( ) 次会社名 \_\_\_\_\_  
 所長名 \_\_\_\_\_ [退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無] [退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無]

番号	ふりがな	社会保険		
	氏名	健康保険 <sup>1</sup>	年金保険 <sup>2</sup>	雇用保険 <sup>3</sup>
	技能者ID			

- 1 上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 下段に被保険者番号の下4けたを記載。日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

作業員名簿  
(年月日作成)

事業所の名称 \_\_\_\_\_  
 現場ID \_\_\_\_\_  
 所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請業主等に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 \_\_\_\_\_  
 ・事業所ID \_\_\_\_\_

元請確認欄	
提出日	年 月 日

( ) 次会社名 \_\_\_\_\_  
 ・事業所ID \_\_\_\_\_

番号	ふりがな	職種	※	生年月日 年 月 日	健康保険 <sup>1</sup>			建設業退職金共済制度 中小企業退職金共済制度		教育・資格・免許			入場年月日 受入教育実施年月日
	氏名				年金保険 <sup>2</sup>	雇用保険 <sup>3</sup>	加入・成長 特別教育	技能講習	免許				
				年 月 日									年 月 日
				年 月 日									年 月 日
				年 月 日									年 月 日
				年 月 日									年 月 日
				年 月 日									年 月 日
				年 月 日									年 月 日

- 1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

別紙4 働き方自己診断チェックリスト

記 入 日<sup>1</sup>: \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 チェックリスト記入者: \_\_\_\_\_  
 契約の相手方/担当者<sup>2</sup>: \_\_\_\_\_

<p><b>Point 1 依頼に対する諾否</b></p> <p>仕事先から仕事を頼まれたら、 断る自由はありますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある</p> <p>B <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない</p>
<p><b>Point 2 指揮監督</b></p> <p>日々の仕事の内容や方法はどのように 決めていますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に 自分の裁量で決定する</p> <p>B <input type="checkbox"/> 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の 具体的な指示を受けて働く</p>
<p><b>Point 3 拘束性</b></p> <p>仕事先から仕事の就業時間 (始業・終業)を決められていますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 基本的には自分で決められる</p> <p>B <input type="checkbox"/> 会社などから具体的に決められている</p>
<p><b>Point 4 代替性</b></p> <p>あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を 代わりの人に行わせることはできますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 代役を立てることも認められている</p> <p>B <input type="checkbox"/> 代役を立てることは認められていない</p>
<p><b>Point 5 報酬の労務対償性</b></p> <p>あなたの報酬(工事代金又は賃金)は どのように決められていますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 工事の出来高見合い</p> <p>B <input type="checkbox"/> 日や時間あたりいくらで決まっている</p>
<p><b>Point 6 資機材等の負担</b></p> <p>仕事で使う材料又は機械・器具等は 誰が用意していますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 自分で用意している</p> <p>B <input type="checkbox"/> 会社が用意している</p>
<p><b>Point 7 報酬の額</b></p> <p>同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、 報酬の額はどうか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 正規従業員よりも高額である</p> <p>B <input type="checkbox"/> 正規従業員と同程度か、 経費負担を引くと同程度よりも低くなる</p>
<p><b>Point 8 専属性</b></p> <p>他社の業務に従事することは可能ですか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 自由に他社の業務に従事できる</p> <p>B <input type="checkbox"/> 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社 の仕事だけに長期にわたって従事している</p>

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

記入者が①の場合

1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。

記入者が②の場合

1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)

・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。

・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。